

関連規定

目次

1	日本下水道事業団法	119
2	日本下水道事業団業務方法書	128
3	日本下水道事業団受託業務取扱規程	138
4	受託業務費用負担細則	143
5	管理諸費算定要領.....	147
6	日本下水道事業団受託業務引渡要領	148
7	日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領.....	164
8	日本下水道事業団災害支援業務取扱規程（抄）	177
9	日本下水道事業団水道施設災害支援業務取扱規程（抄）	180
10	協定締結事務処理等に関する達.....	183
11	受託費請求取扱要領	198
12	災害支援協定の標準協定文に関する達.....	208
13	水道施設災害支援協定の標準協定文に関する達.....	213

1 日本下水道事業団法

〔昭和47年5月29日〕
法律第41号

下水道事業センター法をここに公布する。

日本下水道事業団法

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 設立（第8条—第12条）
- 第3章 管理（第13条—第25条）
- 第4章 業務（第26条—第28条）
 - 第1節 業務の範囲等（第26条—第29条）
 - 第2節 特定下水道工事（第30条—第36条）
- 第5章 財務及び会計（第37条—第48条）
- 第6章 監督（第49条・第50条）
- 第7章 補則（第51条—第52条）
- 第8章 罰則（第53条—第55条）

第1章 総則

（目的）

第1条 日本下水道事業団は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的援助を行うとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備を促進し、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

（法人格）

第2条 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（数）

第3条 事業団は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第4条 事業団の資本金は、その設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とする。

- 2 事業団は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、事業団に出資することができる。
- 4 地方公共団体は、事業団に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。
- 5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称)

第5条 事業団は、その名称中に日本下水道事業団という文字を用いなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(登記)

第6条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第7条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、事業団について準用する。

第2章 設立

(発起人)

第8条 事業団を設立するには、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長、町村長の全国的連合組織の推薦する町村長及び下水道又は下水道事業について学識経験のある者15人以上が発起人となり、定款を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第1項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。
- 4 発起人は、第1項の認可を受けたときは、地方公共団体に対して、事業団に対する出資を募集しなければならない。

第9条 削除

(設立の認可等)

第10条 発起人は、第8条第4項の規定による募集が終わったときは、国土交通大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

- 2 発起人は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた地方公共団体に対して、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

(事務の引継ぎ)

第11条 発起人は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があった日において、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第12条 理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

- 2 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

第3章 管理

(定款)

第13条 事業団は、定款をもって、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員の定数、任期、選任方法その他役員に関する事項
- 六 評議員及び評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

2 定款の変更は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第14条 事業団に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

(役員職務及び権限)

第15条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、事業団を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、事業団の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣に意見を提出することができる。

(役員欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第1号に該当する者が非常勤の理事となるときは、この限りでない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第17条 事業団は、役員が前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員選任及び解任)

第18条 役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 国土交通大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又は事業団の業務に関し著しく不適當な行為をしたときは、事業団に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
- 3 国土交通大臣は、役員が第16条各号のいずれかに該当するに至つた場合において事業団がその役員を解任しないとき、又は事業団が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

(役員兼職禁止)

第 19 条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第 20 条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第 21 条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第 22 条 事業団に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、定款で定める数の評議員をもつて組織する。
- 3 評議員は、事業団に出資した地方公共団体の長、知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長、町村長の全国的連合組織の推薦する町村長及び下水道又は下水道事業について学識経験を有する者の中から、国土交通大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(評議員会の権限)

第 23 条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 役員を選任及び解任
 - 三 業務方法書の作成及び変更
 - 四 予算及び決算
 - 五 事業計画の作成及び変更
 - 六 その他定款で定める事項
- 2 評議員会は、前項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

(職員の任命)

第 24 条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第 25 条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第 4 章 業務

第 1 節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第 26 条 事業団は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設（以下「終末処理場等」という。）の建設を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、地方公共団体の委託に基づき、次に掲げる管渠の建設を行うこと。
 - イ 浸水被害（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 9 号に規定する浸水被害をいう。）が発生した場合において再度災害を防止するためその建設を特に緊急に行うべきもの

- ロ その建設が高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して行うことが適当であると認められるもの
 - 三 次節の規定により特定下水道工事を行うこと。
 - 四 地方公共団体の委託に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理並びに終末処理場、終末処理場以外の処理施設、ポンプ施設、管渠及び協定雨水貯留施設（下水道法第 25 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する協定雨水貯留施設をいう。）の維持管理を行うこと。
 - 五 災害時維持修繕協定（下水道法第 15 条の 2（同法第 25 条の 30 及び第 31 条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第 2 項において同じ。）に基づき、協定下水道施設（同法第 15 条の 2 第 1 号に規定する協定下水道施設をいう。）の維持又は修繕に関する工事を行うこと。
 - 六 地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に関する計画の策定及び事業の施行並びに下水道の維持管理に関する技術的援助を行うこと。
 - 七 下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練を行い、並びに政令で定めるところにより、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を行うこと。
 - 八 下水道及び除害施設に関する技術を開発し、これを実用化することを促進するために研究、調査及び試験を行い、並びにそれらの成果の普及を行うこと。
 - 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務
 - 十 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、特別の法律により設立された法人の委託に基づき、終末処理場等の建設を行い、並びに下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理及び下水道の維持管理に関する技術的援助を行うこと。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な業務
- 2 事業団は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。
- 一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する業務
 - 二 下水道法第二十五条の十七に規定する業務
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十八条に規定する業務
- 3 事業団は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 39 条の 3 第 1 項も規定する業務を行うことができる。
- 4 事業団は、第 1 項第 1 号に掲げる業務を受託する場合においては、特別の事情がない限り、水質環境基準（下水道法第 2 条の 2 第 1 項に規定する水質環境基準をいう。以下この項において同じ。）が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある終末処理場等を優先させるものとする。
- 5 事業団は、第 1 項第 11 号に掲げる業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（下水道法第 22 条等の適用除外）

- 第 27 条** 下水道法第 22 条（同法第 25 条の 30 において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者（同法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）又は流域下水道管理者（同法第 25 条の 23 第 1 項に規定する流域下水道管理者をいう。以下同じ。）が事業団に公共下水道又は流域下水道の設置等の設計、工事の監督管理又は維持管理を委託する場合には、適用しない。
- 2 下水道法第 22 条第 2 項（同法第 25 条の 30 において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団と災害時維持修繕協定を締結した場合において、当該災害時維持修繕協定に基づき事業団が公共下水道又は流域下水道の維持管理を行うときは、適用しない。

（業務方法書）

- 第 28 条** 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

(国及び地方公共団体の配慮)

第 29 条 国及び地方公共団体は、事業団の業務の円滑な運営が図られるように、適当と認める人的及び技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

第 2 節 特定下水道工事

(特定下水道工事の代行)

第 30 条 事業団は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者(下水道法第 27 条第 1 項に規定する都市下水路管理者をいう。第 36 条において同じ。)である地方公共団体(以下「下水道管理団体」という。)から要請があり、かつ、当該下水道管理団体における終末処理場等又は第 26 条第 1 項第 2 号イ若しくはロに掲げる管渠(次条及び第 33 条において「特定下水道」という。)の建設に関する工事(以下「特定下水道工事」という。)の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該特定下水道工事を当該下水道管理団体に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合には、同法第 3 条、第 25 条の 22 及び第 26 条の規定にかかわらず、これを行うことができる。

2 事業団は、前項の規定により特定下水道工事を行う場合には、政令で定めるところにより、下水道管理団体に代わってその権限の一部を行うものとする。

3 下水道管理団体が第 1 項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該下水道管理団体の議会の議決を経なければならない。

4 事業団は、第 1 項の規定により特定下水道工事を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 事業団は、第 1 項の規定による特定下水道工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(事業団の意見の聴取)

第 31 条 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第 4 条第 6 項の公共下水道の事業計画の変更、同法第 25 条の 23 第 7 項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第 27 条第 1 項の規定による公示事項の変更を行おうとする場合には、あらかじめ、事業団の意見を聴かななければならない。

(特定下水道工事の廃止等)

第 32 条 事業団は、下水道管理団体の同意を得た場合でなければ、特定下水道工事を廃止してはならない。

2 第 30 条第 5 項の規定は、事業団が特定下水道工事を廃止した場合について準用する。

3 事業団が特定下水道工事を廃止したときは、当該特定下水道工事に要した費用の負担については、事業団が下水道管理団体と協議して定めるものとする。

(特定下水道及びその用に供する土地の権利の帰属)

第 33 条 第 30 条第 5 項の規定による特定下水道工事の完了の公告のあつた特定下水道及びその用に供する土地について事業団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定下水道を管理する下水道管理団体に帰属するものとする。

(費用の負担又は補助)

第 34 条 事業団が第 30 条の規定により特定下水道工事を行う場合には、その実施に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、下水道管理団体が自ら当該特定下水道工事を行うものとみなす。

2 前項の規定により国が当該下水道管理団体に対し交付すべき負担金又は補助金は、事業団に交付するものとする。

- 3 前項の場合には、事業団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)の規定の適用については、同法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等とみなす。
- 4 第 1 項の下水道管理団体は、同項の費用の額から第 2 項の負担金又は補助金の額を控除した額を事業団に支払わなければならない。
- 5 第 1 項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査請求)

第 35 条 事業団が第 30 条第 2 項の規定により下水道管理団体に代わつてする処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 25 条第 2 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 47 条並びに第 49 条第 3 項の規定の適用については、事業団の上級行政庁とみなす。

(下水道法の適用)

第 36 条 第 30 条第 2 項の規定により公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者に代わつてその権限を行う事業団は、下水道法第 5 章の規定の適用については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とみなす。

第 5 章 財務及び会計

(事業年度)

第 37 条 事業団の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算等の認可)

第 38 条 事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第 39 条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 事業団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第 40 条 事業団は、第 38 条に規定する認可を受け、又は前条第 1 項の規定による提出をしたときは、当該認可に係る予算及び事業計画に関する書類又は当該提出に係る財務諸表を、事業団に出資した地方公共団体に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第 41 条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

- 2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び下水道債券)

第42条 事業団は、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は下水道債券を発行することができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、国土交通大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
- 4 第1項の規定による下水道債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 事業団は、国土交通大臣の認可を受けて、下水道債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 会社法（平成17年法律第86号）第705条第1項及び第2項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第1項及び第4項から前項までに定めるもののほか、下水道債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第43条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び下水道債券の償還計画をたてて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（補助金）

第44条 政府及び地方公共団体は、予算の範囲内において、事業団に対し、事業団の業務運営費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第45条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第46条 事業団は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（会計検査院の検査）

第47条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

（国土交通省令への委任）

第48条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第6章 監督

（監督）

第49条 事業団は、国土交通大臣が監督する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第50条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 補則

(解散)

第51条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(他の法令の準用)

第52条 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

第8章 罰則

第53条 第50条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団役員は、20万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第6条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第26条第1項から第3項までに規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第39条の規定に違反して、財務諸表を提出せず、若しくはこれに添付すべき書類を添付せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして提出したとき。
- 五 第45条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 六 第49条第2項の規定による国土交通大臣の命令に違反したとき。

第55条 第5条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

2 日本下水道事業団業務方法書

〔昭和 50 年 8 月 28 日〕
規 程 第 4 3 号

(業務の執行)

第1条 日本下水道事業団(以下「事業団」という。)の業務は、日本下水道事業団法(昭和 47 年法律第 41 号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令によるほか、この業務方法書の定めるところにより行うものとする。

(業務運営の基本方針)

第2条 事業団は、法第 1 条の目的を達成するため、業務の能率的かつ適正な運営に努めるものとする。

(下水道施設の建設)

第3条 事業団は、法第 26 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき、地方公共団体の委託を受けて、次の各号に掲げる下水道施設の建設を行うものとする。

- 一 終末処理場
- 二 終末処理場に直接接続する幹線管渠(かんきょ)
- 三 終末処理場以外の処理施設
- 四 ポンプ施設
- 五 浸水被害が発生した場合において再度災害を防止するためその建設を特に緊急に行うべき管渠
- 六 その建設が高度の技術を要する管渠又は高度の機械力を使用して行うことが適当であると認められる管渠

(下水道施設の建設の業務実施方針)

第4条 事業団は、前条の業務を行うに当つては、水質環境基準が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある下水道施設の建設を優先して受託するとともに、委託地方公共団体における下水道事業の執行体制の状況を勘案して行うものとする。

- 2 前項によるほか、事業団は、下水道施設を緊急に整備する特別の事情があると認められるときは、これを受託することができるものとする。

(下水道施設の建設に関する協定)

第5条 事業団は、下水道施設の建設を受託しようとするときは、委託地方公共団体と委託協定を締結するものとする。

- 2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 目的
 - 二 建設すべき施設の内容及びその範囲
 - 三 業務の開始及び完了の時期
 - 四 費用の額及びその受領方法
 - 五 業務の完了後の措置に関する事項
 - 六 委託地方公共団体において行うべき措置
 - 七 その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 事業団は、下水道施設の建設を行うときは、これに要する費用を委託地方公共団体に負担させるものとする。

- 2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 工事の施行に直接必要な工事請負費、原材料費その他の工事費

- 二 工事の監督、検査その他工事の施行のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 建設業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他建設業務の処理に伴い必要を生じた費用

(特定下水道工事の代行)

第6条の2 事業団は、法第26条第1項第3号の規定に基づき、法第4章第2節の規定による第3条各号に掲げる下水道施設の特定下水道工事を行うものとする。

(特定下水道工事の代行に関する協定)

第6条の3 事業団は、前条の特定下水道工事を行おうとするときは、下水道管理団体と当該特定下水道工事の代行に関する協定(以下「代行協定」という。)を締結するものとする。

2 代行協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 特定下水道工事を行う下水道施設の内容及びその範囲
- 三 特定下水道工事の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 特定下水道工事の完了後の措置に関する事項
- 六 下水道管理団体において行うべき措置
- 七 その他必要な事項

(費用の負担)

第6条の4 事業団は、第6条の2の特定下水道工事を行うときは、これに要する費用の額から法第34条第2項の負担金又は補助金の額を控除した額の費用を下水道管理団体に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、日本下水道事業団法施行令(昭和47年政令第286号)第6条第1項に規定する費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定下水道工事の実施に直接必要な工事請負費、原材料費その他の工事費(次条に規定する設置等の設計を行う場合にあつては、当該設計に直接必要な調査費、計画費その他の設計費を含む。)
- 二 工事の監督、検査その他特定下水道工事の実施のため必要とする人件費、旅費及び庁費(次条に規定する設置等の設計を行う場合にあつては、調査、積算その他当該設計を行うため必要とするものを含む。)
- 三 特定下水道工事の実施に係る業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他特定下水道工事の実施に係る業務の処理に伴い必要を生じた費用

(設置等の設計)

第7条 事業団は、法第26条第1項第4号の規定に基づき、地方公共団体の委託を受けて、下水道を設置し、又は改築する場合における設計(以下「設置等の設計」という。)を行うものとする。

(設置等の設計に関する協定)

第8条 事業団は、設置等の設計を受託しようとするときは、委託地方公共団体と委託協定を締結するものとする。

2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 設計の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託地方公共団体において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第9条 事業団は、設置等の設計を行うときは、これに要する費用を委託地方公共団体に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 設計を行うのに直接必要な調査費、計画費その他の設計費
- 二 調査、積算その他設計を行うため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 設計業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他設計業務の処理に伴い必要を生じた費用

(工事の監督管理)

第10条 事業団は、法第26条第1項第4号の規定に基づき、地方公共団体の委託を受けて、下水道を設置し、又は改築する場合における工事の監督管理（以下「工事の監督管理」という。）を行うものとする。

(工事の監督管理に関する協定)

第11条 事業団は、工事の監督管理を受託しようとするときは、委託地方公共団体と委託協定を締結するものとする。

2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 監督管理の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託地方公共団体において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第12条 事業団は、工事の監督管理を行うときは、これに要する費用を委託地方公共団体に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工事の監督、検査その他工事の施行のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 二 監督管理業務の処理上必要とする一般管理費
- 三 その他監督管理業務の処理に伴い必要を生じた費用

(維持管理)

第13条 事業団は、法第26条第1項第4号の規定に基づき、地方公共団体の委託を受けて、次の各号に掲げる施設の維持管理を行うものとする。

- 一 終末処理場
- 二 終末処理場以外の処理施設
- 三 ポンプ施設
- 四 管渠
- 五 協定雨水貯留施設(下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の5第1項第1号に規定する協定雨水貯留施設をいう。)

(維持管理に関する協定)

第14条 事業団は、前条の施設の維持管理を受託しようとするときは、委託地方公共団体と委託協定を締結するものとする。

2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 維持管理の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期

- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託地方公共団体において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 15 条 事業団は、第 13 条の施設の維持管理を行うときは、これに要する費用を委託地方公共団体に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 施設の維持管理に直接必要な需用費、役務費その他の管理費
- 二 施設の運転、保全その他維持管理を行うため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 維持管理業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他維持管理業務の処理に伴い必要を生じた費用

(災害時維持修繕協定に基づく維持又は修繕に関する工事)

第 15 条の 2 事業団は、法第 26 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、災害時維持修繕協定(下水道法第 15 条の 2 (同法第 25 条の 30 及び第 31 条において準用する場合を含む。) に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条において同じ。) に基づく協定下水道施設(同法第 15 条の 2 第 1 号に規定する協定下水道施設をいう。) の維持又は修繕に関する工事を行うものとする。

(費用の負担)

第 15 条の 3 事業団は、前条の維持又は修繕に関する工事を行うときは、災害時維持修繕協定に基づき、これに要する費用を地方公共団体に負担させるものとする。

(技術的援助)

第 16 条 事業団は、法第 26 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、地方公共団体の委託を受けて、次の各号に掲げる事項に関する技術的援助を行うものとする。

- 一 下水道の整備に関する計画の策定
- 二 下水道の整備に関する事業の施行
- 三 下水道の維持管理

2 前項の技術的援助は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 事業団の職員で下水道の設計、工事の監督管理又は維持管理につき十分な知識及び経験を有する者を地方公共団体に派遣すること。
- 二 前号によるほか、前項各号に掲げる事項に関し、調査、企画、立案又は助言を行うこと。

(技術的援助に関する協定)

第 17 条 事業団は、下水道に関する技術的援助を受託しようとするときは、委託地方公共団体と委託協定を締結するものとする。

2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 技術的援助の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託地方公共団体において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 18 条 事業団は、下水道に関する技術的援助を行うときは、これに要する費用を委託地方公共団体に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 技術的援助の実施のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 二 技術的援助業務の処理上必要とする一般管理費
- 三 設計に係る技術的援助にあつては、設計を行うのに直接必要な調査費、計画費その他の設計費
- 四 その他技術的援助業務の処理に伴い必要を生じた費用

(技術者の養成及び訓練)

第 19 条 事業団は、法第 26 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、国又は地方公共団体の職員で下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練（以下「研修」という。）を行うものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、国又は地方公共団体の職員以外の者についても、研修を行うことができるものとする。

(研修の内容)

第 20 条 事業団が行う研修は、下水道の整備に関する計画の策定、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理、下水道の維持管理その他下水道に関する実務及び理論について行うものとする。

(研修料)

第 21 条 事業団は、研修を行うときは、研修生又はこれを派遣する者から研修料を徴収するものとする。

- 2 前項の研修料は、研修の実施に必要な費用の範囲内であらかじめ定めておくものとする。
- 3 理事長は、別に定めるところにより研修料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(技術検定)

第 22 条 事業団は、法第 26 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、設置等の設計、工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定（以下「技術検定」という。）を行うものとする。

- 2 事業団は、技術検定を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項をあらかじめ官報に公告するものとする。
 - 一 実施期日及び実施場所
 - 二 試験科目
 - 三 受検手続
 - 四 検定手数料及びその納付方法
 - 五 その他必要な事項

(技術検定の区分及び方法)

第 23 条 事業団が行う技術検定は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる技術を対象として、学科試験によって行うものとする。

- 一 第 1 種技術検定 計画設定を行うために必要とされる技術
 - 二 第 2 種技術検定 実施設計及び工事の監督管理を行うために必要とされる技術
 - 三 第 3 種技術検定 下水道の維持管理を行うために必要とされる技術
- 2 学科試験の出題及び結果の判定は、理事長が別に任命する技術検定委員が行うものとする。

(合格証書の交付)

第 24 条 事業団は、技術検定合格者に対し、前条第 1 項各号の区分により、合格証書を交付するものとする。

(検定手数料)

第 25 条 事業団は、技術検定を行うときは、受検者から検定手数料を徴収するものとする。

- 2 前項の検定手数料は、技術検定の実施に必要な費用を勘案してあらかじめ定めておくものとする。

(研究、調査及び試験)

第 26 条 事業団は、法第 26 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、下水道及び除害施設に関する技術を開発し、これを実用化することを促進するために研究、調査及び試験（以下「試験研究等」という。）を行い、並びにそれらの成果の普及を行うものとする。

(成果の普及)

第 27 条 事業団は、次の各号に掲げる方法により、前条の成果の普及を行うものとする。

- 一 講演、発表の実施
- 二 報告書の作成、配布、その他学会誌、専門技術誌等への発表
- 三 下水道の設置等の設計及び終末処理場等の建設に資する資料の作成
- 四 成果として取得した知的財産の積極的活用
- 五 その他成果の普及に相当と認められる方法

2 前項に定める成果の普及は、適正な対価を得ることができる。

(試験研究等の受託)

第 28 条 事業団は、国又は地方公共団体の委託を受けて、試験研究等を行うことができるものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、国又は地方公共団体以外の者からも委託を受けて、試験研究等を行うことができるものとする。

(試験研究等の受託に関する協定)

第 29 条 事業団は、試験研究等を受託しようとするときは、委託者と委託協定を締結するものとする。

2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 題目
- 二 目的及び概要
- 三 実施の場所
- 四 業務の開始及び完了の時期
- 五 費用の額及びその受領方法
- 六 委託者において行うべき措置
- 七 試験研究等の実施の結果得られた成果が、特許権、実用新案権又は意匠権の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法
- 八 事業団が受託業務によって製造し、取得し又は効用を増加させた機械装置、工具、器具、備品及び製品等の試験研究等の完了後の帰属
- 九 その他必要な事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、事業団は、下水道施設の建設、設置等の設計、第 13 条の施設の維持管理又は下水道に関する技術的援助の業務と、当該業務に直接必要な試験研究等とを一括して受託しようとするときは、委託者とそれぞれ第 5 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 14 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の委託協定を締結するものとする。

4 前項の場合においては、同項の試験研究等につき次条の規定により算定される費用は、それぞれ第 5 条第 2 項第 4 号、第 8 条第 2 項第 4 号、第 14 条第 2 項第 4 号又は第 17 条第 2 項第 4 号の費用に含めるものとする。

(費用の負担)

第 30 条 事業団は、委託により試験研究等を行うときは、これに要する費用を委託者に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 試験研究等の実施に直接必要な需用費、機械器具費その他の試験研究費
- 二 調査、分析その他試験研究等の実施のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 試験研究等業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他試験研究等業務の処理に伴い必要を生じた費用

(附帯業務)

第30条の2 事業団は、法第26条第1項第9号の規定に基づき、第3条、第6条の2、第7条、第10条、第13条、第15条の2、第16条、第19条、第22条又は第26条に掲げる業務に附帯する業務を行うことができるものとする。

2 前項の業務(第19条又は第22条に掲げる業務に附帯するものを除く。)に要する費用の負担については、事業団と関係の地方公共団体又は委託者とが協議して定める。

(特別の法人からの委託)

第31条 事業団は、法第26条第1項第10号の規定に基づき、特別の法律により設立された法人の委託を受けて、下水道に関する次の各号に掲げる業務を行うことができるものとする。

一 第3条各号に掲げる施設の建設

二 設置等の設計、工事の監督管理及び下水道の維持管理に関する技術的援助

2 前項の業務は、第28条までに規定された業務及びこれらの業務に附帯する業務の遂行に支障のない範囲内で行うものとする。

(特別の法人との委託協定)

第32条 事業団は、前条第1項の業務を受託しようとするときは、委託法人と委託協定を締結するものとする。

2 第5条第2項及び第17条第2項の規定は、前項の委託協定について準用する。

(費用の負担)

第33条 第6条及び第18条の規定は、第31条第1項の業務について準用する。

(その他の業務の方法)

第34条 法第26条第1項第11号の業務の方法については、その業務の開始の際に国土交通大臣の認可を受けて、事業団が定めるものとする。

(海外技術的援助業務)

第34条の2 事業団は、法第26条第2項第1号の規定に基づき、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号。以下「海外インフラ展開法」という。)第8条に規定する業務(以下「海外技術的援助業務」という。)を行うものとする。

2 海外技術的援助業務は、海外インフラ展開法の目的を達成するため、海外インフラ展開法第3条第1項に規定する基本方針に従って行うものとする。

第34条の3 事業団は、国、地方公共団体、外国政府、外国の地方公共団体、国際機関その他これらに準ずるもの(以下「国等」という。)若しくは国等から委託を受けた法人(外国法人を含む。)又は海外下水道事業(海外において行われる下水道の整備、運営又は維持管理に関する事業をいう。)に参入しようとする我が国事業者(以下これらを「海外技術的援助業務委託者」という。)の委託を受けて、次の各号に掲げる事項であって海外において行われるものに関する技術的援助(以下「海外技術的援助」という。)を行うことができるものとする。

一 下水道の整備に関する計画の策定

二 下水道の整備に関する事業の施行

三 下水道の維持管理

(海外技術的援助の受託に関する協定等)

第34条の4 事業団は、海外技術的援助を受託しようとするときは、海外技術的援助業務委託者と委託協定又は委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託協定又は委託契約は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 業務の名称
- 二 海外技術的援助の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 海外技術的援助業務委託者において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 34 条の 5 事業団は、委託により海外技術的援助を行うときは、これに要する費用を海外技術的援助業務委託者に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 直接人件費
- 二 直接経費
- 三 その他原価
- 四 一般管理費等

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置)

第 34 条の 6 事業団は、法第 26 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき、下水道法第 25 条の 14 又は特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)第 15 条に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)の委託を受けて、下水道法第 25 条の 17 又は特定都市河川浸水被害対策法第 18 条に規定する認定計画に係る雨水貯留浸透施設(以下「認定計画に係る雨水貯留浸透施設」という。)の設置を行うことができるものとする。

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に関する協定等)

第 34 条の 7 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を受託しようとするときは、委託認定事業者と委託協定又は委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託協定又は委託契約は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 設置すべき施設の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 業務の完了後の措置に関する事項
- 六 委託認定事業者において行うべき措置
- 七 その他必要な事項

(費用の負担)

第 34 条の 8 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行うときは、これに要する費用を委託認定事業者に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工事の施行に直接必要な工事請負費、原材料費その他の工事費
- 二 工事の監督、検査その他工事の施行のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 建設業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他建設業務の処理に伴い必要を生じた費用

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置等の設計)

第 34 条の 9 事業団は、法第 26 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき、認定事業者の委託を受けて、認定計画に係る雨水貯留浸透施設を設置し、又は改築する場合における設計(以下「認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置等の設計」という。)を行うことができるものとする。

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置等の設計に関する協定等)

第 34 条の 10 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置等の設計を受託しようとするときは、委託認定事業者と委託協定又は委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託協定又は委託契約は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 設計の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託認定事業者において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 34 条の 11 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置等の設計を行うときは、これに要する費用を委託認定事業者に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 設計を行うのに直接必要な調査費、計画費その他の設計費
- 二 調査、積算その他設計を行うため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 設計業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他設計業務の処理に伴い必要を生じた費用

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の工事の監督管理)

第 34 条の 12 事業団は、法第 26 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき、認定事業者の委託を受けて、認定計画に係る雨水貯留浸透施設を設置し、又は改築する場合における工事の監督管理（以下「認定計画に係る雨水貯留浸透施設の工事の監督管理」という。）を行うことができるものとする。

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の工事の監督管理に関する協定等)

第 34 条の 13 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の工事の監督管理を受託しようとするときは、委託認定事業者と委託協定又は委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託協定又は委託契約は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 監督管理の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託認定事業者において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 34 条の 14 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の工事の監督管理を行うときは、これに要する費用を委託認定事業者に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工事の監督、検査その他工事の施行のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 二 監督管理業務の処理上必要とする一般管理費
- 三 その他監督管理業務の処理に伴い必要を生じた費用

(協定に基づく災害により損傷した水道施設の工事)

第 35 条 事業団は、法第 26 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の業務に支障のない範囲内において、水道事業者等との協定（水道法(昭和 32 年法律第 177 号) 第 39 条の 3 第 1 項に規定する協定をいう。次条において同じ。)を締結し、当該水道事業者等の管理する水道施設が災害により損傷した場合における当該水道施設の工事を行うことができるものとする。

2 前項の協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 協定の目的となる水道施設
- 二 事業団が水道施設の損傷の程度その他の水道施設の状況に応じて行う前号の水道施設の工事の内容
- 三 前号の工事に要する費用の負担の方法
- 四 協定の有効期間
- 五 協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 36 条 事業団は、前条の水道施設の工事を行うときは、前条の協定に基づき、これに要する費用を当該水道事業者等に負担させるものとする。

(細則の制定)

第 37 条 事業団は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について細則を定めるものとする。

3 日本下水道事業団受託業務取扱規程

〔昭和 51 年 2 月 12 日〕
達 第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 下水道施設の建設（第 2 条—第 4 条）
- 第 3 章 設置等の設計
 - 第 1 節 実施設計（第 5 条—第 7 条）
 - 第 2 節 計画設計（第 8 条—第 10 条）
- 第 4 章 工事の監督管理（第 11 条・第 12 条）
- 第 5 章 維持管理（第 13 条）
- 第 6 章 技術的援助（第 14 条・第 15 条）
- 第 7 章 受託試験研究等（第 16 条—第 18 条）
- 第 8 章 特別の法人からの受託（第 19 条）
- 第 9 章 補則（第 20 条）

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が行う受託業務（特定下水道工事の代行に係る業務を含む。以下同じ。）の取扱いについては、日本下水道事業団業務方法書（昭和 50 年規程第 43 号。以下「業務方法書」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 下水道施設の建設

（委託要請）

第 2 条 事業団は、業務方法書第 3 条各号に規定する下水道施設（以下「施設」という。）の建設に関し、委託を新たに要請しようとする地方公共団体（以下「委託要請団体」という。）がある場合においては、水質環境基準の設定状況、下水道の整備状況その他必要な事項について予備的な調査を行うものとする。

2 事業団は、施設の建設が業務方法書第 4 条に規定する業務実施方針に適合し、かつ、毎年度の予算及びその執行上支障がないと認められるときは、すみやかに委託要請団体に対し、委託要請書の提出を求めるものとする。

（協定締結の協議等）

第 3 条 事業団は、前条第 2 項の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と委託協定（以下「協定」という。）を締結するため、業務方法書第 5 条第 2 項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

（協定方式等の原則）

第 4 条 委託をした地方公共団体（以下「委託団体」という。）と締結する協定の方式は、施設の建設が 2 年度以上にわたる場合は、原則として基本協定及び年度実施協定によるものとする。

2 前項の協定に規定すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 設計書の指示 事業団は、委託団体の指示する設計書により、施設の建設を行うものとする。
 - 二 委託団体において行うべき措置 施設の建設を行うため必要な土地の取得その他損失補償は、委託団体において行うものとする。
 - 三 費用の前金払い 施設の建設に要する費用は、協議して定める資金計画に基づき、前金払いを受けるものとする。
 - 四 損害の負担 施設の建設に伴う損害で、事業団の責めに帰すべき原因によるものは事業団において、天災その他の原因によるものは委託団体においてそれぞれ負担するものとする。
 - 五 施設の引渡し 施設の全部又は一部が完成したときは、すみやかに委託団体の完成認定を受け、当該施設を引き渡すものとする。
- 3 事業団は、別に定める基準により、施設の建設に要する費用を委託団体に負担させるものとする。
 - 4 事業団は、別に定めるところにより、委託団体に対し、費用の精算等を行うものとする。

第2章の2 特定下水道工事の代行

(代行の要請の受諾等)

- 第4条の2** 事業団は、特定下水道工事の代行を新たに要請しようとする下水道管理団体がある場合においては、下水道の整備状況、当該特定下水道工事の実施体制その他必要な事項について予備的な調査を行うものとする。
- 2 事業団は、特定下水道工事の代行が毎年度の予算及びその執行上支障がないと認めるときは、前項の下水道管理団体と代行協定を締結するため、業務方法書第6条の3第2項に規定する事項について協議するものとする。
 - 3 事業団は、下水道管理団体から要請（日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第30条第1項の要請をいう。次項において同じ。）があったときは、当該下水道管理団体に対し、前項の規定による協議の整った代行協定の案の提出を求めるものとする。
 - 4 事業団は、前項の規定による代行協定の案の提出があった場合であって、要請を受諾すべきものと認めるときは、当該下水道管理団体に対しこの旨を通知するとともに、当該代行協定の案により協定を締結するものとする。

(代行協定方式等の原則)

- 第4条の3** 代行協定に規定すべき事項のうち、次の各号に掲げる次項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 費用の前金払い 特定下水道工事の実施に要する費用は、協議して定める資金計画に基づき、前金払いを受けるものとする。
 - 二 損害の負担 特定下水道工事の実施に伴う損害で、事業団の責に帰すべき原因によるものは事業団において、天災その他の原因によるものは下水道管理団体においてそれぞれ負担するものとする。
 - 三 施設の引渡し 特定下水道工事の全部又は一部が完成したときは、速やかに完成した特定下水道を引き渡すものとする。
- 2 第4条第1項、第3項及び第4項の規定は、代行協定について準用する。

第3章 設置等の設計

第1節 実施設計

(委託要請)

- 第5条** 事業団は、業務方法書第7条の規定による設置等の設計のうち、施設に係る実施設計の委託要請団体がある場合においては、第2条第1項の事項のほか、施設の建設の委託に関する事項その他必要な事項について、予備的な調査を行うものとする。

- 2 事業団は、実施設計を行うことが、業務方法書第4条に規定する業務実施方針に沿い、かつ、毎年度の予算及びその執行上支障がないと認められるときは、すみやかに委託要請団体に対し、委託要請書の提出を求めるものとする。

(協定締結の協議等)

第6条 事業団は、前条第2項の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と協定を締結するため、業務方法書第8条第2項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

(協定方式等の原則)

第7条 委託団体と締結する協定の方式は、年度実施協定によるものとする。

- 2 前項の協定に規定すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 設計の準則 実施設計は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条又は同法第25条の23の事業計画に係る設計に従い行うものとする。
 - 二 費用の前金払い 実施設計に要する費用は、協議して定める資金計画に基づき、前金払いを受けるものとする。
 - 三 損害の負担 実施設計に伴う損害で、事業団の責めに帰すべき原因によるものは事業団において、天災その他の原因によるものは委託団体においてそれぞれ負担するものとする。
 - 四 成果品の引渡し 実施設計が完了したときは、すみやかに当該成果品を引き渡すものとする。
- 3 第4条第3項及び第4項の規定は、実施設計の協定について準用する。

第2節 計画設計

(委託要請)

第8条 事業団は、業務方法書第7条の規定による設置等の設計のうち、計画設計の委託要請団体がある場合においては、委託要請書の提出を受けるものとする。

(協定締結の協議等)

第9条 事業団は、前条の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と協定を締結するため、業務方法書第8条第2項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

(協定方式等の原則)

第10条 委託団体と締結する協定の方式は、年度実施協定によるものとする。

- 2 前項の協定に規定すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 設計の準則 計画設計は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、下水道法その他の法令の定めるところに従い行うものとする。
 - 二 費用の前金払い 計画設計に要する費用は、協議して定める分納回数により前金払いを受けるものとする。
 - 三 損害の負担 計画設計に伴う損害で、事業団の責めに帰すべき原因によるものは事業団において、天災その他の原因によるものは委託団体においてそれぞれ負担するものとする。
 - 四 成果品の引渡し 計画設計が完了したときは、すみやかに当該成果品を引き渡すものとする。
- 3 第4条第3項及び第4項の規定は、計画設計の協定について準用する。

第4章 工事の監督管理

(委託要請)

第11条 事業団は、業務方法書第10条の規定による下水道の工事の監督管理の委託要請団体がある場合においては、委託要請書の提出を受けるものとする。

(協定締結の協議等)

第12条 事業団は、前条の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と協定を締結するため、業務方法書第11条第2項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

2 第10条第1項及び第2項（第1号及び第4号を除く。）の規定並びに第3項で準用する第4条第3項及び第4項の規定は、工事の監督管理の協定について準用する。

第5章 維持管理

(維持管理の受託)

第13条 事業団は、業務方法書第13条各号に規定する施設の維持管理を受託するときは、そのつど委託団体と協議して、その取扱いを決めるものとする。

第6章 技術的援助

(委託要請)

第14条 事業団は、業務方法書第16条第1項に規定する技術的援助の委託要請団体がある場合においては、委託要請書の提出を受けるものとする。

(協定締結の協議等)

第15条 事業団は、前条の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と協定を締結するため、業務方法書第17条第2項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

2 第10条第1項及び第2項（第1号を除く。）の規定並びに第3項で準用する第4条第3項及び第4項の規定は、技術援助の協定について準用する。

3 短期の技術者派遣、技術相談等の技術的援助については、前各項の規定にかかわらず、別に定める簡易な方法によることができるものとする。

第7章 受託試験研究等

(委託要請)

第16条 事業団は、業務方法書第28条の規定による試験研究等の委託要請団体がある場合においては、委託要請書の提出を受けるものとする。

(協定締結の協議等)

第17条 事業団は、前条の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と協定を締結するため、業務方法書第29条第2項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定

案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

(協定方式等の原則)

第18条 委託団体と締結する協定の方式は、原則として年度実施協定によるものとする。

2 前項の協定に規定すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 費用の前金払い 試験等に要する費用は、協議して定める分納回数により前金払いを受けるものとする。

二 損害の負担 試験等に伴う損害で、事業団の責めに帰すべき原因によるものは事業団において、天災その他の原因によるものは委託団体においてそれぞれ負担するものとする。

三 成果品の引渡し 試験等が完了したときは、すみやかに当該成果に係る報告書を引き渡すものとする。

四 特許権の帰属等 事業団は、試験等により取得した特許権等につき、無償で通常実施権を行使できるものとする。

3 第4条第3項及び第4項の規定は、試験等の協定について準用する。

第8章 特別の法人からの受託

(特別の法人から受託する場合の準用)

第19条 第2条(業務実施方針に関するものを除く。)、第3条、第4条、第14条及び第15条の規定は、特別の法律により設立された法人から業務方法書第31条に規定する業務を受託する場合について準用する。

第9章 補則

(その他必要な事項)

第20条 この規程に定めるもののほか、受託業務の取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。

4 受託業務費用負担細則

〔昭和51年2月12日〕
達 第 6 号

(総則)

第1条 日本下水道事業団業務方法書(以下「業務方法書」という。)に定める受託業務の費用負担に
関しては、別に定めるものを除き、この細則の定めるところによる。

(受託費の構成等)

第2条 受託業務に要する費用(以下「受託費」という。)は、直接費及び間接費に大別するものとし、
直接費は、受託業務に直接必要な工事費、設計費その他の費目をもつて構成し、間接費は、受託業
務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費(以下これらを「管理諸費」
と総称する。)(維持管理に係る受託費にあつては、管理諸費及び第4条の3第2項に規定する費用)
をもつて構成する。

2 前項の直接費及び間接費(管理諸費)の内容は、別表のとおりとする。

3 受託費の算定は、原則として次によるものとする。

一 直接費の費目に係る経費については、積上計算により得た額とする。

二 管理諸費に係る経費については、一括して設計金額の総額に基づき、業務ごとに定める一定率
(以下「管理諸费率」という。)を用いて算定した額(建設業務にあつては、当該算定した額に定
額で設定する経費(以下「基本管理諸費」という。)を加えた額)とする。ただし、維持管理に係
る受託費を算定する場合その他これによりがたい場合は、主要経費について積上計算し、管理諸
费率に準じて経费率を定めて算定するものとする。

(計算式)

建設業務の例 $A = a + S + A'_{1r_1} + A'_{2r_2} + A'_{3r_3} + A'_{4r_4} + A'_{5r_5}$

ただし、 $A' = a' + A'_{1r_1} + A'_{2r_2} + A'_{3r_3} + A'_{4r_4} + A'_{5r_5}$

設計業務及び技術的援助業務 $A = a + A' r$

(コンサルタント等に委託 ただし、 $A' = a' + A' r$

して行うもの)の例

技術的援助業務(上記以外)の例 $A = b(1+Q) + c$

A 受託費

A' 設計金額により算定された想定受託費

A' ₁ ~ A' ₅ 次条第1項第3号の表に掲げる区分に応じた

想定受託費の区分額

a 直接費(監督管理等業務にあつては、 $a = 0$)

a' 設計金額

b 主要経費

c 主要経費以外の管理諸費(一般管理費を除く。)

r 管理諸费率

r₁ ~ r₅ A' ₁ ~ A' ₅に対応する次条第1項第3号の表に掲げる管理諸费率

Q 経费率

S 基本管理諸費

4 当初予測不能な経費については、別途、実際に要した額をもつて算定するものとする。

(下水道施設建設の経費)

第3条 下水道施設の建設に係る受託費は、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。

- 一 業務方法書第6条第2項第1号に掲げる経費の合計額
- 二 基本管理諸費として1年度につき70万円
- 三 設計金額により算定された想定受託費を次に掲げる額に区分して、それぞれの率を乗じて得た額の合計額

区 分	率 (%)
1億円以下の金額に対して	6.3
1億円を超え、5億円以下の金額に対して	5.3
5億円を超え、10億円以下の金額に対して	4.3
10億円を超え、20億円以下の金額に対して	3.3
20億円を超える金額に対して	2.3

- 2 前項第1号の経費の算定については、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）に基づく補助事業の設計積算基準によるほか、これに準拠して理事長が定める基準により行うものとする。

(設置等の設計の経費)

第4条 設置等の設計に係る受託費は、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。

- 一 業務方法書第9条第2項第1号に掲げる経費の合計額
- 二 設計金額により算定された想定受託費に10%を乗じて得た額

- 2 前項第1号の経費の算定については、国土交通省所管補助金等交付規則に基づく補助事業の積算基準によるほか、これに準拠して理事長が定める基準により行うものとする。

(工事の監督管理等の経費)

第4条の2 工事の監督管理及びこれに附帯する業務（理事長が定めるものに限る。以下「工事の監督管理等」という。）に係る受託費は、第3条第1項第2号に定める基本管理諸費の額及び工事の監督管理等を受託することとなる工事に係る設計金額により算定された想定受託費を第3条第1項第3号の表に掲げる額に区分してそれぞれの率を乗じて得た額の合計額とする。

(維持管理の経費)

第4条の3 維持管理に係る受託費は、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。

- 一 業務方法書第15条第2項第1号に掲げる経費の合計額
- 二 業務方法書第15条第2項第2号及び第3号に掲げる経費について積上計算して得た額

- 2 前項各号に掲げる額のほか、維持管理に係る受託費には、業務方法書第15条第2項第4号に掲げる経費として、当該維持管理を委託する地方公共団体と協議して、VE管理費（事業団が当該地方公共団体の承認を得た技術提案に基づき当該維持管理を行った結果、委託協定締結時に想定した業務方法書第15条第2項第1号に掲げる額が低減した場合における当該低減した額の全部又は一部をいう。）に相当する額を加えることができる。

(技術的援助の経費)

第5条 技術的援助に係る受託費は、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。

- 一 業務方法書第18条第2項第1号に掲げる経費の合計額
- 二 前号の経費のうち、人件費の額に、職員を派遣して行う業務にあつては35%、それ以外の業務にあつては70%を乗じて得た額
- 三 業務方法書第18条第2項第3号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる経費の合計額

- 2 コンサルタント等に委託して行う技術的援助に係る受託費は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。
 - 一 技術的援助を実施するのに直接必要な経費の合計額
 - 二 設計金額により算定された想定受託費に10%を乗じて得た額
- 3 第1項第1号において主要経費となる人件費は、理事長が定める基準日額又は月額をもつて算定するものとする。
- 4 第4条第2項の規定は、第1項第3号及び第2項第1号の経費の算定に準用する。

(受託試験研究等の経費)

- 第6条** 受託試験研究等に係る受託費は、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。
- 一 業務方法書第30条第2項第1号に掲げる経費の合計額
 - 二 業務方法書第30条第2項第2号及び第3号に掲げる経費の合計額
- 2 前項第1号の経費の算定については、国土交通省受託事務処理規則（平成13年国土交通省訓令第59号）に定める基準に準拠して理事長が定める基準により行うものとし、同項第2号の経費のうち、人件費については、理事長が定める基準日額又は月額をもつて算定するものとする。

(変更の場合の取扱)

- 第7条** 設計変更等により受託費の額を変更する必要があるが生じた場合においては、前各条の定めるところに従い、再計算により受託費の額を算定するものとする。

(特例)

- 第8条** 受託費の算定が、受託業務の実情に沿わないと認められるときは、前各条の規定にかかわらず、理事長は、算定の費目又は算定の基準について特例の扱いをすることができるものとする。

(その他必要な事項)

- 第9条** この細則に定めるもののほか、受託業務の費用負担に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表 受託費の費目の区分及び内容

費目	内容
(直接費) 工事費 設計費 維持管理費 試験研究費	<p>下水道施設の工事（附帯工事、営繕工事又は補償工事がある場合は、これを含む。）の施行に直接必要な経費で、工事請負費及び支給品購入費並びに各種試験又は調査のための器材、機器の購入費、修繕費及び借上料又は試験、調査委託料並びに事務所、分室等の借上料とする。</p> <p>下水道を設置し、又は改築する場合の設計（計画設計又は実施設計）を行うのに直接必要な経費で、基礎調査、測量、地質調査等のための調査費、基本計画、基本設計等作成のための計画費及び事業計画、設計図書等作成のための設計費とする。</p> <p>下水道施設の維持管理を行うのに直接必要な経費で、運転管理請負費、廃棄物等運搬及び処分費、薬品等の購入費及び火熱水費、修繕費、点検、水質分析等委託費並びに事務所、分室等の借上料とする。</p> <p>下水道及び除害施設に関する技術開発及び実用化のための受託研究、調査及び試験（受託試験研究等）の実施に直接必要な経費で、試験用器材、機器等の購入費、修繕費及び借上料並びに火熱水費、印刷製本費、通信運搬費及び賃金（社会保険料を含む。並びに実験施設建設のための敷地等借上料及び工事請負費並びに受託試験研究等実施のための調査、模型製作、電算等の委託料とする。</p>
(間接費) (管理諸費) 人件費 旅費 庁費 一般管理費	<p>受託業務に直接従事する職員の給与及び事業主の負担する共済組合負担金又は社会保険料とする。</p> <p>受託業務実施のため必要な日額旅費及び普通旅費とする。</p> <p>受託業務実施のため必要な出先（設計等の業務を本社で行っている場合は、これを含む。）又は附属機関の庁費とする。</p> <p>受託業務の処理上必要とする一般管理費（本社の人件費、旅費及び庁費）とする。</p>

5 管理諸費算定要領

昭和 51 年 10 月 26 日計計発第 132 号
理事長から各所属長あて

(目的)

第1条 この要領は、日本下水道事業団が地方公共団体等から受託する下水道施設の建設及び設置等の設計に係る管理諸費、工事の監督管理等（受託業務費用負担細則（昭和 51 年達第 6 号）第 4 条の 2 に定めるものをいう。以下同じ。）に係る受託費の算定に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。

(算定基準)

第2条 下水道施設の建設に係る管理諸費は、受託業務費用負担細則（昭和 51 年達第 6 号。以下本条において「細則」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に定めるところによる。

- 2 設置等の設計に係る管理諸費は、細則第 4 条第 1 項第 2 号に定めるところによる。
- 3 工事の監督管理等に係る受託費は、細則第 4 条の 2 に定めるところによる。

(算定方法)

第3条 下水道施設の建設に係る管理諸費は、委託地方公共団体等及び年度ごとに次の各号に掲げる受託費の順により算定するものとする。

- 一 過年度債務負担行為額の当年度年割の額（以下「債務負担額」という。）
 - 二 当年度協定に係る当年度国庫補助対象額（以下「当年度補助対象額」という。）
 - 三 当年度施越承認額
 - 四 当年度単独事業費
- 2 前項の算定による債務負担額に係る管理諸費が前年度において債務負担額に係る管理諸費として算定された額と異なる場合は、当年度補助対象額に係る管理諸費でもつて調整する。
 - 3 設置等の設計に係る管理諸費は、協定ごとに算定するものとする。
 - 4 工事の監督管理等に係る受託費は、第 1 項の規定を準用する。

(変更)

第4条 下水道施設の建設に係る管理諸費は、債務負担額・当年度補助対象額・当年度施越承認額又は当年度単独事業費の変更があつた場合には再算定し、これを変更するものとする。

- 2 設置等の設計に係る管理諸費は、受託内容又は受託費に変更が生じた場合に、再算定し、これを変更するものとする。

(端数処理)

第5条 下水道施設の建設に係る管理諸費の算定に当たって、第 3 条第 1 項各号ごとの管理諸費に百円未満の端数が生じたときは、各号ごとにこれを切り捨てるものとする。この場合において工事費に 100/110 を乗じた工事価格に 1 万円未満の端数が生じた場合はこれを切上げ、切上げに伴う所要額の範囲内（但し、1 万円未満）で前段の管理諸費額を調整することができる。

- 2 設置等の設計に係る管理諸費に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。この場合において設計費に 100/110 を乗じた設計価格（直営設計費を含む）に 1 万円未満の端数が生じた場合はこれを切上げ、切上げに伴う所要額の範囲内（但し、1 万円未満）で前段の管理諸費額を調整することができる。
- 3 工事の監督管理等に係る受託費の算定に当たって、第 3 条第 4 項で準用する同条第 1 項各号ごとの受託費に 1 万円未満の端数が生じたときは、各号ごとにこれを切り捨てるものとする。

6 日本下水道事業団受託業務引渡要領

〔昭和 55 年 5 月 26 日〕
達 第 11 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、日本下水道事業団受託業務取扱規程（昭和 51 年規程第 2 号）に定めるもののほか、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が行う受託業務（特定下水道工事の代行に係る業務を含む。）による終末処理場等に係る建設工事が完成（一部完成を含む。第 4 条及び第 7 条の 3 において同じ。）した場合における工事目的物及び当該工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権（以下「工事目的物等」という。）の引渡し並びに下水道の設置等の設計及び下水道に関する技術的援助に係る業務が完了（一部完了を含む。第 11 条において同じ。）した場合における成果物及び当該成果物に係る契約不適合責任に基づく請求権（以下「成果物等」という。）の引渡しに関する手続を定め、もって工事目的物等、成果物等の円滑な引渡しを図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領で「完成検査」とは、請負工事等検査要領（昭和 48 年達第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する完成検査をいい、同条第 2 号に規定する一部完成検査を含むものとする。

第 2 章 委託団体との委託協定により建設した工事目的物等の引渡し

(委託団体との協議)

第 3 条 主任監督員（ただし、機器設計製作図（仕様書、機器計算書を含む。）の承諾及び製品（工場）検査の実施の指示をする者を除く。以下「主任監督員」という。）は、工事目的物等の引渡しを行うに当たっては、あらかじめ、完成認定、引継書による工事目的物等の引渡し等に関し、当該工事を事業団に委託した地方公共団体（以下「委託団体」という。）と引渡し時期等について協議しておくものとする。

(完成調書の提出)

第 4 条 主任監督員は、建設工事の完成が完成検査によって確認されたときは、速やかに、別記様式第 1 の完成調書を委託団体に提出するものとする。

(完成認定の立会)

第 5 条 委託団体が実施する完成認定（一部完成認定を含む。以下同じ。）は、主任監督員が実施する完成検査に立ち会う方法により、同日付で行うものとする。但し、委託団体が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、主任監督員が委託団体の事務所において説明を行う方法等に替えることができるものとする。

2 事業部長又は地域事業部長は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、当該事業部又は地域事業部所属の職員に命じて完成認定に立ち合わせることができる。

(工事目的物等の引渡し)

第 6 条 主任監督員は、前条の完成認定を受けたときは、速やかに、別記様式第 2 の引継書を委託団体に提出するとともに、工事目的物等を委託団体に引き渡すものとする。

(引受書の送付)

第7条 主任監督員は、前条の規定による工事目的物等の引渡しを行ったときは、速やかに、別記様式第3の引受書の提出を委託団体に求めるものとする。

第2章の2 委託団体との代行協定により建設した特定下水道工事における工事目的物等の引渡し

(下水道管理団体との協議)

第7条の2 主任監督員は、特定下水道工事における工事目的物等の引渡しを行うに当たっては、あらかじめ、引継書による工事目的物等の引渡し等に関し、下水道管理団体と協議しておくものとする。

(完成調書の提出及び工事目的物の引渡し)

第7条の3 主任監督員は、特定下水道工事における完成検査を行ったときは、速やかに、別記様式第1の完成調書及び別記様式第2の2の引継書を下水道管理団体に提出するとともに、工事目的物等を下水道管理団体に引き渡すものとする。

(引受書の送付)

第7条の4 主任監督員は、前条の規定による工事目的物等の引渡しを行ったときは、速やかに、別記様式第3の2の引受書の提出を下水道管理団体に求めるものとする。

第3章 工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権の通知

(契約不適合責任の請求等が可能な期限の通知)

第8条 主任監督員は、終末処理場等の総合試運転の実施に関する達(平成16年達第58号)による総合試運転(以下「総合試運転」という。)を行う次の各号に掲げる施設にあっては、総合試運転が完了し最終の設備の引渡しをした後に、速やかに、別記様式第4により下水道管理団体に対し契約不適合責任の請求等が可能な期限を通知するものとする。

- 一 処理場外のポンプ場施設の機械設備及び電気設備
 - 二 処理場内の下水処理施設の機械設備及び電気設備
 - 三 汚泥処理施設の機械設備及び電気設備
- 2 引き渡される工事目的物に関する契約不適合の請求等が可能な期限については、前項の各号に掲げる施設ごとに当該施設のうち最終の設備の引渡し日に2年を加えた期間以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、引き渡される設備機器本体等の完成認定において一般的な注意の下で発見できなかった場合の契約不適合請求等が可能な期限については、第1項の各号に掲げる施設ごとに当該施設のうち最終の設備の引渡し日に1年を加えた期間以内とする。

(契約不適合責任に基づく請求権を引き渡した旨の通知)

第9条 主任監督員は、前条による通知を行った場合は、速やかに、別記様式第5により総合試運転完了前に引渡しを受けた受注者に対し当該契約不適合責任に基づく請求等が可能な期限を下水道管理団体に通知する旨を通知するものとする。

第4章 委託団体との委託協定により作成した成果物等の引渡し

(成果物等の引渡し)

第10条 設計部長は、下水道の設置等の設計に係る業務委託の完了が完成検査によって確認されたとき又は設計に係る業務が完了したときは、速やかに、プロジェクトマネジメント部長に完成検査調書及び納品書を提出するものとする。

2 第1項の規定は、事業統括部、ソリューション推進部、技術開発室、設計部が行う下水道に関する技術的援助（以下この条において「技術的援助」という。）に係る業務委託の完了が完成検査によって確認されたとき又は技術的援助に係る業務が完了したときについて準用する。

3 事業統括部長又はプロジェクトマネジメント部長は、前2項の規定による報告を受けたとき、技術的援助に係る業務委託の完了が完成検査によって確認されたとき又は技術的援助に係る業務が完了したときは、速やかに、別紙様式第6の引継書を委託団体等に提出するとともに、成果物等を委託団体等に引き渡すものとする。

（引受書の提出）

第11条 事業統括部長又はプロジェクトマネジメント部長は、前条第3項の規定による成果物等の引渡しを行ったときは、速やかに、委託団体等に別記様式第7による引受書の提出を求めるものとする。

第5章 雑則

（特定下水道工事の完了の公告のための手続）

第11条の2 主任監督員は、特定下水道工事を完了する日の1月前までに、経営企画部総務課長に対し、当該特定下水道の種類及び名称、工事の区域又は区間、工事の種類並びに工事の完了の日を通知するものとする。

2 経営企画部総務課長は、前項の通知を受けたときは、特定下水道工事の完了の日に完了公告をするため、すみやかに官報への掲載に必要な手続をとるものとする。

3 主任監督員は、第1項の規定により通知した工事の完了の日までに特定下水道工事を完了することが困難となった場合には、すみやかにその旨を経営企画部総務課長に通知するものとする。この場合において、経営企画部総務課長は、すみやかに官報への掲載を取りやめるために必要な手続をとるものとする。

（特別の法人から受託する場合の準用）

第12条 この要領は、特別の法律により設立された法人に対し、工事目的物等の引渡しを行う場合について準用する。

（準用）

第13条 削除

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、引渡しに関する事務処理を行うために必要な事項は、事業統括部長が定める。

別記様式第1(第4条及び第7条の3関係)

第 号
年 月 日

____殿

日本下水道事業団 理事長

____の建設工事に係る完成調書の提出について

年 月 日付で貴市(県、町、村)と締結しました____協定により委託を受けた工事が完成しましたので、同協定第 条の規定により、別添のとおり完成調書を提出します。

備考

- 1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

別添

完 成 調 書

1. 名称
2. 位置
3. 土木建築工事（機械設備工事、電気設備工事）
 - (1) 工事名
 - (2) 受注者名
 - (3) 請負金額 円
 - (4) 契約締結年月日 年 月 日
 - (5) 完成年月日 年 月 日
 - (6) 完成検査年月日 年 月 日
4. 工事内容
5. 特記事項

備考1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とする。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

別記様式第2(第6条関係)

番 号
年 月 日

殿

日本下水道事業団
理事長

引 継 書

年 月 日付けで貴市(県、町、村)と締結しました____協定により委託を受けた工事が完成し、貴市(県、町、村)により完成認定されましたので、同協定第 条の規定により下記のとおり工事目的物を引き渡します。

記

1. 名称
2. 位置
3. 引渡工事目的物

工事名	工事目的物名

4. 完成認定年月日 年 月 日
5. 引渡年月日 年 月 日
6. 引渡関係図書(別添のとおり)
7. 上記3に掲げる工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権
(工事請負契約書(写)第 条参照)

- 備考1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とし、7.の項目を削除する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
3 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

別添(記載例)

関係図書一覧表

工事名:

1. ○○○○	部
2. ○○○○	部
3. ○○○○	部
4. ○○○○	部
5. ○○○○	部
6. ○○○○	部
7. ○○○○	部
8. ○○○○	部
9. ○○○○	部
10. ○○○○	部

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 関係図書一覧の記載内容は、日本下水道事業団作成、工種毎(土木工事、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事、機械設備工事及び電気設備工事)の一般仕様書等記載の引渡関係図書の記載に拠り、工事内容に応じて作成する。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

別記様式第2の2(第7条の3関係)

番 号 年 月 日	
殿	日本下水道事業団 理事長
引 継 書	
年 月 日付けで貴市(県、町、村)と締結しました____協定により実施した 特定下水道工事が完成しましたので、同協定第 条の規定により下記の とおり工事目的物を引き渡します。	
記	
1. 名称	
2. 位置	
3. 引渡工事目的物	
工事名	工事目的物名
4. 完成認定年月日 年 月 日	
5. 引渡年月日 年 月 日	
6. 引渡関係図書(別添のとおり)	
7. 上記3に掲げる工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権 (工事請負契約書(写)第 条参照)	

備考

- 1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とし、7.の項目を削除する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとする事ができる。

別添 略(別記様式第2の引継書の別添と同じ。)

別記様式第3(第7条関係)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

〇〇市(県、町、村)

引 受 書

____協定(年 月 日付け)により委託をしました工事については、下記
のとおり引渡しを受けました。

記

1. 名称
2. 位置
3. 引受工事目的物

工事名	工事目的物名

4. 完成認定年月日 年 月 日
5. 引受年月日 年 月 日
6. 引受関係図書は引渡関係図書と同一
7. 上記3に掲げる工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権

備考

- 1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とし、7.の項目を削除する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとする事ができる。

別記様式第3の2(第7条の4関係)

番 号 年 月 日				
日本下水道事業団 理事長 殿				
〇〇市(県、町、村) _____				
引 受 書				
____協定(年 月 日付け)により実施された特定下水道工事については、 下記のとおり引渡しを受けました。				
記				
1. 名称				
2. 位置				
3. 引受工事目的物				
<table border="1"><thead><tr><th style="width: 30%;">工事名</th><th>工事目的物名</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	工事名	工事目的物名		
工事名	工事目的物名			
4. 引受年月日 年 月 日				
5. 引受関係図書は引渡関係図書と同一				
6. 上記3に掲げる工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権				

備考

- 1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とし、6.の項目を削除する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

別記様式第4(第8条関係)

番 年	月	号 日
殿		
日本下水道事業団 〇〇支社事業部長		
契約不適合責任に基づく請求等が可能な期限について		
年 月 日付で貴市(県、町、村)と締結しました____協定により 委託を受けた工事については、総合試運転が完了しましたので、契約 不適合責任の請求等が可能な期限について、下記のとおり通知します。		
記		
1. 工事名		
2. 受注者名		
3. 1. に係る工事目的物の引渡日		
4. 総合試運転が完了した工事目的物の最終引渡日		
		年 月 日
5. 1. に係る契約不適合責任に基づく請求等が可能な期限		
		年 月 日

- 備考1 総合試運転を行う施設のうち、施工した工事の引渡日が異なり契約不適合責任に基づく請求等が可能な期限が変更となる場合に使用すること。
- 2 期限が変更となる1. 工事名が複数ある場合は、異なる工事が明確となるように作成すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 4 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

別記様式第5(第9条関係)

番 号
年 月 日

【受注者の名称】 殿

日本下水道事業団
〇〇支社事業部長

契約不適合責任に基づく請求等が可能な期限について

下記の貴社との工事請負契約に基づく工事に係る契約不適合責任に基づく請求等が可能な期限については、総合試運転が完了し、 年 月 日付けで、【地方公共団体の名称】に通知しますので、工事現場説明書及び工事請負附属契約書に基づき通知します。

記

1. 工事名
2. 工事目的物引受け年月日 年 月 日
3. 総合試運転が完了した工事目的物の最終引渡日 年 月 日

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

別記様式第6(第10条第3項関係)

(実施設計、計画設計及び技術的援助のうち業務委託を伴うもの)

番 年	月	号 日
殿		
日本下水道事業団 理事長		
引 継 書		
年 月 日付で貴市(県、町、村)と締結しました____協定については、 下記のとおり業務を完了しましたので、同協定第 条の規定により下記のと おり成果物等を引き渡します。		
記		
1. 引渡成果物名		
2. 業務完了年月日 年 月 日		
3. 引渡関係図書(別添のとおり)		
4. 成果物に係る契約不適合責任に基づく請求権 (業務委託契約書(写)第 条参照)		

備考

- 1 完成(完了)検査調書を添付するものとする。
- 2 1.引渡成果物名には、日本下水道事業団が建設コンサルタント業者等と契約した業務委託契約名を記載。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 4 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

別添（記載例）

関係図書一覧表

1〇〇〇〇	部
2〇〇〇〇	部
3〇〇〇〇	部
・	・
・	・
・	・
・	・

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 関係図書一覧表の記載内容は、日本下水道事業団作成、業務委託一般仕様書等記載の提出図書の記載に拠り、業務委託内容に応じて作成する。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

別記様式第7(第11条関係)

(実施設計、計画設計及び技術的援助のうち業務委託契約を伴うもの)

	番	号
	年	月 日
日本下水道事業団 理事長 殿		
	〇〇市(県、町、村)	

	引	受
		書
____協定(年 月 日付け)に基づく____の成果物等について 下記の引渡しを受けました。		
		記
1. 引受成果物名		
2. 引受年月日	年	月 日
3. 引受関係図書は引渡関係図書と同一		
4. 成果物に係る契約不適合責任に基づく請求権		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

技術的援助（業務委託契約の無い業務） 【記載例】

	番	号
	年	月
		日
日本下水道事業団		
理事長 殿		
〇〇市（県、町、村）		

引 受 書		
年 月 日付けで貴事業団と協定を締結いたしました		
〇〇市（県、町、村）公共下水道（流域）〇〇に係る技術的援助について		
は、年 月 日付けで成果物の引渡しを受けました。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

7 日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領

〔平成16年4月28日事客発第3号〕
理事長から各所属長あて

第1 委託者に対する精算等報告

- 1 年度実施協定による委託者等からの受託業務等に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務等が完了したときは、プロジェクトマネジメント部プロジェクトマネジメント課長（以下、「PM課長」という。）は、すみやかに「年度完了精算報告書」（別記様式1）により、委託者等に対し費用の精算を行うものとする。
- 2 年度実施協定による工期が2事業年度以上にわたる受託業務等の中間年度が終了したときは、PM課長は、すみやかに「年度終了報告書」（別記様式2）により、委託者等に対し、年度内の遂行実績を報告するものとする。
- 3 精算等報告にあたっては、委託者等との間において、管理諸費の算定根拠を確認するものとする。

第2 工事費等及び管理諸費の精算の取扱い

- 1 工事費等の精算額は、工事目的物の建設に係る業務については請負額、工事目的物の建設に係る業務以外の業務については外部への委託額とする。
- 2 管理諸費の精算額は、協定に際し算定した管理諸費とし、その業務内容に変更がない限り、これを変更しないものとする。
- 3 管理諸費で購入した物件については、引き続き、日本下水道事業団の業務の用に供するものとする。

別記様式1(第1条第1項関係)

番 号
年 月 日

下水道管理団体名
地方公共団体責任者職名 ○○ ○○ 殿

日本下水道事業団
理事長 ○○ ○○

【協定名】の
○年度完了に係る精算について(報告)

○年○月○日○○協定を締結した標記○○○○(建設工事、実施設計、技術的援助)
について、○年度の精算を行ったので、別紙のとおり報告します。

(別紙1)

年度 下水道年度完了精算報告書

(単位:円)

協定名	最終協定額	内			契約	支出年割額	支出額		
		補助	施越	訳 債務(年度分) 債務(年度分)				単独	年度分 年度分 年度分
工事費	工事費	工事名	請負業者名	契約額					
		小	計						
		計画通知手数料							
		消費税仮払額							
		合計							
		管理諸費							
		合計							
		事業実施経緯		変更当初	協定年月日	協定金額(総額)	変更	協定年月日	協定金額(総額)
				第1回			第5回		
				第2回			第6回		
第3回					第7回				
第4回					第8回				
備考		管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「受託業務費用負担細則」第2条及び第3条の規定に基づき、設計金額を用いて算出							

(別紙3)

年度 特定下水道工事(建設工事)年度完了精算報告書

(単位:円)

協定名	総額	補助	施越	内		単独	特定下水道工事収入		
				債務(年度分)	債権(年度分)				
最終協定額									
最終協定額のうち 支払額							補助金収入		
工 事 費	工事費	工事名	請負業者名	契約額	支出年割額	支出年割額	支出額		
								年度分	年度分
								年度分	年度分
								年度分	年度分
								年度分	年度分
								年度分	年度分
								年度分	年度分
								年度分	年度分
								年度分	年度分
								年度分	年度分
小計									
計画通知手数料									
消費税仮払額									
合計									
管理諸費									
その他業務の処理に伴い必要を生じた費用									
合計									
事業実施経緯	変更	協定年月日	協定金額(総額)	協定金額のうち支払額	当初				
					第1回				
					第2回				
					第3回				
					第4回				
					第5回				
備考	管理諸費(特定下水道工事の実施のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「特定下水道工事の代行に要する費用の負担に関する速」第1の規定に基づき、設計金額を用いて算出								

備考 特定下水道工事に係る実施設計業務にあつては、「建設工事」とあるのは「実施設計」と、「工事費」とあるのは「設計費」と、「工事契約」とあるのは「業務委託契約」と、「工事名」とあるのは「契約内容」と、「請負業者名」とあるのは「コンサルタント名」と記載すること。

(別紙4)

年度 実施設計下水道業務年度完了精算報告書

(単位:円)

協定名

最終協定額(A)	残額(A-B)		業務委託契約		支出額
	契約内容	コンサルタント名	契約額	支出年割額 年度分	
設計費					
	直営設計				
	小計				
消費税仮払額					
合計					
管理諸費					
合計				(B)	
支払資金					(C)
事業実施経緯	協定年月日及び変更協定年月日				協定金額及び変更金額
	協定年月日				
	第1回変更				
	第2回変更				
	第3回変更				
	第4回変更				
第5回変更					
備考	管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「受託業務費用負担細則」第2条及び第4条の規定に基づき、設計金額を用いて算出				

年度 _____ 技術的援助下水道業務年度完了精算報告書

(単位:円)

協定名		残額(A-B)	(C-B)		
最終協定額(A)	業務委託契約				
設計費	契約内容	コンサルタント名	契約額	支出年割額 年度分	支出額
	直營設計				
	小計				
	消費税仮払額				
	合計				
	管理諸費				
	合計			(B)	
	支払資金			(C)	
		協定年月日及び変更協定年月日			協定金額及び変更金額
		協定年月日			
		第1回変更			
		第2回変更			
		第3回変更			
		第4回変更			
		第5回変更			
備考	管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「受託業務費用負担細則」第2条及び第5条の規定に基づき、設計金額を用いて算出				

別記様式2(第1条第2項関係)

番 号
年 月 日

下水道管理団体名
地方公共団体責任者職名 ○○ ○○ 殿

日本下水道事業団
理事長 ○○ ○○

【協定名】の
○年度に係る終了報告について

○年○月○日○○協定を締結した標記○○○○（建設工事、実施設計、技術的援助）について、
○年度の遂行実績を別紙のとおり報告します。

年度 下水道年度終了報告書(DB方式)

(単位:円)

協定名

最終協定額	総額		内 記		年度		年度遂行実績等
	補助	施越	債務(年度分)	債務(年度分)	単独	受託	
工事費	工事名		請負業者名		契約額		支出年割額
	うち	うち	うち	うち	うち	うち	
	工事分	設計分	年度分	年度分	年度分	年度分	
小	計						
計画通知手数料							
消費税仮払額							
合計							
管理諸費(工事分)							
管理諸費(設計分)							
管理諸費計							
合計							
事業実施経緯	変更	協定年月日	協定金額(総額)	変更	協定年月日	協定金額(総額)	
	当初			第5回			
	第1回			第6回			
	第2回			第7回			
	第3回			第8回			
	第4回		第9回				
備考	管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「受託業務費用負担細則」第2条から第4条までの規定に基づき、設計金額を用いて算出						

(別紙3)

年度

特定下水道工事(建設工事)年度終了報告書

(単位:円)

協定名	総額	内 訳			年度 特定下水道工事収入	年度 補助金収入
		補助	施 越	単 独		
最終協定額						
最終協定額のうち 支払額						
工 事 費	工 事 名	請 負 業 者 名	契 約 額	支 出 年 割 額	支 出 額	年度繰越額
						年度分
	小 計					
	計画通知手数料					
	消費税仮払額					
	合 計					
	管理諸費					
	その他業務の処理に伴い必要を生じた費用					
合 計						
事 業 実 施 経 緯	変更	協定年月日	協定金額(総額)	協定金額のうち支払額		
	当初					
	第1回					
	第2回					
	第3回					
	第4回					
備 考	第5回					
	管理諸費(特定下水道工事の実施のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。):「特定下水道工事の代行に要する費用の負担に関する選」第1の規定に基づき、設計金額を用いて算出					

備考 特定下水道工事に係る実施設計業務にあっては、「建設工事」とあるのは「実施設計」と、「工事費」とあるのは「設計費」と、「工事契約」とあるのは「業務委託契約」と、「工事名」とあるのは「契約内容」と、「請負業者名」とあるのは「コンサルタント名」と記載すること。

(別紙4)

年度

実施設計下水道業務年度終了報告書

(単位:円)

協定名		残額(A-B-E)		(C-B)		年度遂行実績等	
最終協定額(A)	業 務 委 託 契 約	支 出 年 割 額	契 約 額	支 払 額 (D)	翌 年 度 繰 越 額 (E)		
設 計 費	契約内容	コンサルタント名	契 約 額				
	直営設計						
	小 計						
消費税仮払額							
合 計							
管理諸費							
合 計				(B)			
支払資金	受 託 収 入 計			(C)			
事 業 実 施 経 緯	協定年月日及び変更協定年月日						協定金額及び変更金額
	当 初						
	第1回変更						
	第2回変更						
	第3回変更						
	第4回変更						
第5回変更							
備 考	管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「受託業務費用負担細則」第2条及び第4条の規定に基づき、設計金額を用いて算出						

年度 技術的援助下水道業務年度終了報告書

(単位:円)

協定名		残額(A-B-E)		(C-B)		年度遂行実績等	
最終協定額(A)	業 務 委 託 契 約	契 約 額	支 出 年 割 額	支 払 額 (D)	翌 年 度 繰 越 額 (E)		
設 計 費	契 約 内 容	コ ン サ ル タ ン ト 名	契 約 額	支 出 年 割 額	支 払 額 (D)	翌 年 度 繰 越 額 (E)	
				年 度 分			
				年 度 分			
	直 営 設 計						
	小 計						
消 費 税 仮 払 額							
合 計							
管 理 諸 費							
合 計			(B)				
支 払 資 金		受 託 収 入 計		(C)			
事 業 実 施 経 緯		協 定 年 月 日 及 び 変 更 協 定 年 月 日	協 定 金 額 及 び 変 更 金 額				
		当 初					
		第 1 回 変 更					
		第 2 回 変 更					
		第 3 回 変 更					
		第 4 回 変 更					
		第 5 回 変 更					
備 考		管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「受託業務費用負担細則」第2条及び第5条の規定に基づき、設計金額を用いて算出					

8 日本下水道事業団災害支援業務取扱規程（抄）

平成 27 年 8 月 17 日
規 程 第 2 4 号

日本下水道事業団災害支援業務取扱規程を次のとおり定める。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 災害支援協定に基づく災害支援（第 2 条—第 4 条）
- 第 3 章 要請に基づく災害支援（第 5 条—第 10 条）
- 第 4 章 雑則（第 11 条—第 12 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が下水道施設について災害が発生した場合において地方公共団体等からの要請に基づいて行う支援（以下「災害支援」という。）に係る業務の取扱については、業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 災害支援協定に基づく災害支援

（要請の意向の把握）

第 2 条 事業団は、協定下水道施設（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 第 1 号（同法第 25 条の 18 及び第 31 条において準用する場合を含む。）に規定する協定下水道施設をいう。）について災害が発生した可能性があると認められるときは、災害支援協定に基づく災害支援の要請に係る意向を把握するため、速やかに当該災害支援協定を締結した地方公共団体と連絡をとるものとする。

- 2 前項の規定による地方公共団体との連絡が困難な場合であって、災害支援協定において、事業団が国土交通省地方整備局（北海道開発局を含む。以下同じ。）、都道府県その他の者から災害支援の要請があったときに災害支援を行うことができる旨の定めがあるときは、当該定めに基づく要請に係る意向を把握するため、速やかにその者と連絡をとるものとする。

（災害支援協定に基づく災害支援の実施）

第 3 条 事業団は、地方公共団体から災害支援協定に基づく要請があったとき（災害支援協定において、事業団が国土交通省地方整備局、都道府県その他の者から災害支援の要請があったときに災害支援を行うことができる旨の定めがある場合において、その者から当該定めに基づく要請があったときを含む。）は、速やかに現地に職員を派遣し、当該災害支援協定に従って災害支援を行うものとする。

- 2 前項の要請を文書により行う場合の当該文書の様式は、別記様式第 1 とする。

（災害支援完了報告書の提出）

第 4 条 事業団は、前条の災害支援の全部又は一部を完了したときは、別記様式第 2 による災害支援完了報告書を同条の地方公共団体に提出するものとする。

第 3 章 要請に基づく災害支援

（要請に基づく災害支援の実施）

第 5 条 事業団は、下水道施設について災害が発生したと認められる場合において、当該下水道施設を管理する地方公共団体から要請があったときは、第 3 条の規定によるもののほか、その人員等に応

じて、同条の規定による他の災害支援に支障がないと認められる範囲で、現地に職員を派遣し、災害支援を行うことができる。

(対象となる災害)

第6条 前条の規定による災害支援の対象とすることができる災害は、次に掲げるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずるもの
- 二 前号に定めるもののほか、地方公共団体からの要請に係るもの

(災害支援の内容等)

第7条 第5条の規定により行うことができる災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（下水道施設の点検を含む。）
 - 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
 - 三 下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
 - 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
 - 五 前各号に掲げる災害支援に附随する支援
- 2 前項第3号の維持又は修繕に関する工事が下水道施設の管理に影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該下水道施設毎に、あらかじめ第5条の地方公共団体の職員の承認を得て当該維持又は修繕に関する工事を行わなければならない。

(災害支援の要請の受領の方法)

第8条 第5条の要請は、文書により受領するものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）によることができる。

- 2 第1項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書の提出を求めるものとする。
- 3 第1項及び前項の文書の様式は、別記様式第1とする。

(災害支援協定の締結等)

第9条 事業団は、前条第1項の要請を受けたときは、当該要請をした地方公共団体に対し、災害支援協定の締結を求めるものとする。

- 2 第5条の規定による災害支援を行っている場合において、前項の求めにより災害支援協定を締結したときは、その後の災害支援は、当該災害支援協定に基づいて行うものとする。

(災害支援の完了)

第10条 第4条の規定は、第5条の規定による災害支援の全部又は一部の完了について準用する。

第4章 雑則

(災害支援に要する費用の請求)

第11条 事業団は、第3条又は第5条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、第3条又は第5条の地方公共団体と協議の上、当該地方公共団体に対し、別記様式第3により、これに要した費用（第7条第1号及び第2号に規定する支援に要したものを除く。）の負担を求めるものとする。

- 2 前項の規定により負担を求める費用の額は、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額とする。

(その他必要な事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、災害支援協定の締結、災害支援の実施体制その他災害支援に係る業務の取扱に関し必要な事項は、理事長が定める。

別記様式第 1

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
理事長 氏 名 殿

地方公共団体名
代表者 氏 名 (印)

災害支援について (要請)

下記のとおり、災害支援を要請します。

記

- 1 災害支援の対象とする施設
- 2 要請する災害支援の内容

9 日本下水道事業団水道施設災害支援業務取扱規程（抄）

〔 令和 7 年 7 月 25 日
規 程 第 1 2 号 〕

日本下水道事業団水道施設災害支援業務取扱規程を次のとおり定める。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 災害支援（第 2 条—第 6 条）
- 第 3 章 雑則（第 7 条—第 8 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が水道施設について災害が発生した場合において地方公共団体等からの要請に基づいて行う支援（以下「災害支援」という。）に係る業務の取扱については、業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 災害支援

（災害支援協定に基づく災害支援の実施）

第 2 条 事業団は、協定に基づく地方公共団体からの要請があったときは、日本下水道事業団法第 2 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務に支障のない範囲内において、現地に職員を派遣し、当該災害支援協定の内容に従って災害支援を行うものとする。

2 前項の要請は、文書により行うこととし、様式は様式例第 1 とする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）によることができる。

（対象となる災害）

第 3 条 前条の規定による災害支援の対象とすることができる災害は、次に掲げるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずるもの
- 二 前号に定めるもののほか、地方公共団体からの要請に係るもの

（災害支援の内容等）

第 4 条 第 2 条の規定により行うことができる災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和 2 6 年政令第 1 0 7 号）第 5 条第 1 項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 水道施設について、暫定的にその機能を確保するために行う仮設ポンプの設置等に関する工事
- 四 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

2 前項第 3 号の工事が水道施設の管理に影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該水道施設毎に、あらかじめ第 2 条の地方公共団体の職員の承認を得て当該工事を行わなければならない。

（災害支援の完了）

第 5 条 事業団は、前条の災害支援の全部又は一部を完了したときは、様式例第 2 による災害支援完了報告書を同条の地方公共団体に提出するものとする。

第3章 雑則

(災害支援に要する費用の請求)

第6条 事業団は、第2条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、地方公共団体と協議の上、当該地方公共団体に対し、様式例第3により、これに要した費用の負担を求めるものとする。

2 前項の規定により負担を求める費用の額は、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額とする。

(その他必要な事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、災害支援協定の締結、災害支援の実施体制その他災害支援に係る業務の取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。

様式例第 1

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
理事長 氏 名 殿

地方公共団体名
代表者 氏 名

災害支援について（要請）

下記のとおり、災害支援を要請します。

記

- 1 災害支援の対象とする施設
- 2 要請する災害支援の内容

10 協定締結事務処理等に関する達

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
達 第 4 9 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、日本下水道事業団受託業務取扱規程（昭和 51 年規程第 2 号。以下「規程」という。）、日本下水道事業団災害支援業務取扱規程（平成 27 年規程第 24 号）及び日本下水道事業団水道施設災害対策支援業務取扱規程（令和 7 年規程第 12 号）に定めるもののほか、下水道施設の建設（特定下水道工事の代行を含む。）、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督監理、災害支援及び技術的援助に関する地方公共団体の要請並びにこれらに関する地方公共団体との協定（以下「協定」という。）の締結にかかる事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定文案の作成)

第 2 条 協定の文案（以下「協定案」という。）は、規程第 4 条、第 7 条、第 10 条、第 12 条第 2 項及び第 15 条第 2 項に定める事項のほか、標準協定文に関する達（昭和 51 年達第 5 号。以下「標準協定文に関する達」という。）、災害支援協定の標準協定に関する達（平成 27 年達 28 号）又は水道施設災害支援協定の標準協定文に関する達（令和 7 年達第 17 号）に定める標準協定文に準拠して作成するものとする。ただし、地方公共団体との協議の結果、これらの標準協定文に準拠して作成し難い特段の事情があると認められるときは、これに準拠しないで作成することができる。

第 2 章 下水道施設の建設に関する協定

(委託要請書の受理)

第 3 条 規程第 2 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体から提出を求める委託要請書は、当該要請書を提出する地方公共団体を業務区域とする支社長が受理するものとする。

2 前項の委託要請書は、別記様式第 1 によるものとする。

(協定締結の通知等)

第 4 条 プロジェクトマネジメント部長（以下「PM部長」という。）は、前条第 1 項の委託要請書を受理した場合において、協定を締結すべきものと認めるときは、地方公共団体に対し、規程第 3 条の通知の手続きをとるものとする。

2 前項の通知において、標準協定文に関する達に準拠していない協定案を付そうとするときは、あらかじめ審議役（経営支援担当）の承認を得なければならない。

3 第 1 項の通知は、別記様式第 2 によるものとする。

(協定の締結状況の管理)

第 5 条 プロジェクトマネジメント部プロジェクトマネジメント課長（以下「PM課長」という。）は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した下水道施設の建設に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第 2 章の 2 代行要請書の受理等

(代行要請書の受理)

第 5 条の 2 日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）第 30 条第 1 項の要請（以下「代行要請」という。）は、当該下水道管理団体を業務区域とする支社長が受理するものとする。

2 支社長は、前項の規定により代行要請を受理したときは、速やかに理事長に対し、当該代行要請書

を送付するものとする。

3 第1項の代行要請は、別記様式第1の2の要請書によるものとする。

(受諾の通知)

第5条の3 理事長は、代行要請を受諾すべきものと認めるときは、下水道管理団体に対し、規程第4条の2第3項の受諾の通知の手続をとるものとする。

2 前項の規定による受諾の通知は、別記様式第2の2によるものとする。

(公告の手続)

第5条の4 経営企画部総務課長は、前条の規定による通知の手続がとられたときは、速やかに日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)第30条第4項の規定による公告のための手続をとるものとする。

(協定の締結状況の管理)

第5条の5 PM課長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した代行協定の締結状況を管理するものとする。

第3章 下水道の設置等の設計に関する協定

(委託要請書の受理)

第6条 規程第5条第2項の規定に基づき地方公共団体に提出を求める委託要請書及び規程第8条の規定に基づき地方公共団体から提出を受ける委託要請書は、当該要請書を提出する地方公共団体を業務区域とする支社長が受理するものとする。

2 前項の委託要請書のうち、規程第5条第2項の規定にかかる委託要請書は別記様式第3に、規程第8条の規定にかかる委託要請書は別記様式第4によるものとする。

(協定締結の通知等)

第7条 PM部長は、前条第1項の委託要請書を受理した場合において、協定を締結すべきものと認めるときは、地方公共団体に対し、規程第6条又は第9条の通知の手続きをとるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の通知について準用する。

3 第1項の通知は、別記様式第5によるものとする。

(協定の締結状況の管理)

第8条 PM課長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した下水道施設の設置等の設計に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第4章 工事の監督管理に関する協定

(委託要請書の受理)

第9条 規程第11条の規定に基づき地方公共団体から提出を受ける委託要請書は、当該要請書を提出する地方公共団体を業務区域とする支社長が受理するものとする。

2 前項の委託要請書は、別記様式第6によるものとする。

(協定締結の通知等)

第10条 PM部長は、前条第1項の委託要請書を受理した場合において、協定を締結すべきものと認めるときは、地方公共団体に対し、規程第12条第1項の通知の手続きをとるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の通知について準用する。

3 第1項の通知は、別記様式第7によるものとする。

(協定の締結状況の管理)

第 11 条 PM課長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した工事の監督管理に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第 4 章の 2 災害支援協定

(災害支援協定の締結)

第 11 条の 2 事業部長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体から災害支援協定の締結の要請があった場合において、これを締結すべきと認めるときは、当該地方公共団体に対し災害支援協定の協定案を送付するものとする。

- 2 前項の規定により、事業団が国土交通省地方整備局、都道府県その他の者から災害支援の要請があったときに災害支援を行うことができる旨を定めた協定案を送付しようとするときは、あらかじめその者の了解を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定により、災害支援協定の標準協定に準拠しない災害支援協定案を送付しようとするときは、あらかじめ審議役（経営支援担当）の承認を得なければならない。
- 4 事業部長は、災害支援協定が締結されたときは、速やかに事業統括部事業調整課長に対し当該災害支援協定の写しを送付するものとする。

(協定の締結状況の管理)

第 11 条の 3 事業部総務課長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した災害支援に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第 4 章の 3 水道施設災害支援協定

(水道施設災害支援協定の締結)

第 11 条の 4 事業統括部長は、地方公共団体から水道施設災害支援協定の締結の要請があった場合において、これを締結すべきと認めるときは、当該地方公共団体に対し災害支援協定の協定案を送付するものとする。

- 2 前項の規定により、水道施設災害支援協定の標準協定に準拠しない水道施設災害支援協定案を送付しようとするときは、あらかじめ審議役（経営支援担当）の承認を得なければならない。
- 3 事業統括部計画課長は、水道施設災害支援協定が締結されたときは、速やかに事業統括部事業調整課長に対し当該水道施設災害支援協定の写しを送付するものとする。

(協定の締結状況の管理)

第 11 条の 5 事業統括部計画課長は、地方公共団体と締結した水道施設災害支援に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第 5 章 技術的援助に関する協定

(委託要請書の受理)

第 12 条 規程第 14 条の規定に基づき地方公共団体から提出を受ける委託要請書は、当該要請書を提出する地方公共団体を業務区域とする支社長が受理するものとする。

- 2 前項の委託要請書は、別記様式第 8 によるものとする。

(協定締結の通知等)

第 13 条 PM部長は、前条第 1 項の委託要請書を受理した場合において、協定を締結すべきものと認めるときは、地方公共団体に対し、規程第 15 条第 1 項の通知の手続きをとるものとする。

- 2 第 4 条第 2 項の規定は、前項の通知について準用する。
- 3 第 1 項の通知は、別記様式第 9 によるものとする。

(協定の締結状況の管理)

第14条 PM課長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した技術的援助に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第6章 雑則

第15条 削除

(PM部長への指示)

第16条 事業統括部長は、協定に関する事務処理を行うために必要があると認めるときは、PM部長に対し必要な指示を行うことができる。

(準用)

第17条 削除

(その他)

第18条 この達に定めるもののほか、協定に関する事務処理を適正に行うために必要な事項は、事業統括部長が定める。

別記様式第1(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

地 方 公 共 団 体 名
(下水道主管部局長)

下水道施設建設工事委託要請書

下記のとおり、建設工事を委託したいので、要請します。

記

1 委託施設名

(1) 終末処理場

名 称

位 置

(2) ポンプ場

名 称

位 置

(3) 管 渠

名 称

位 置又は区 域

2 委託内容

指示する設計図書(図面及び特記仕様書をいう。)により建設工事を施行するに際しての、発注業務から精算報告までの事務の全部

別記様式第1の2(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

下水道管理団体名
(下水道主管部局長)

特定下水道工事代行要請書

日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり、特定下水道工事の代行を要請します。

記

1. 施設名

(1) 終末処理場

名 称

位 置

(2) ポンプ場

名 称

位 置

(3) 管 渠

名 称

位 置又は区 域

2. 内容

日本下水道事業団法第4章第2節の規定による特定下水道工事として、〇〇を代行すること ※

日本下水道事業団法第4章第2節の規定による特定下水道工事として、〇〇(これに必要な設計図書の作成を含む。)を代行すること ※

※いずれかを採用。

別記様式第2(記載例)

番 号
年 月 日

地方公共団体名
(下水道主管部局長) 殿

日本下水道事業団
〇〇支社
プロジェクトマネジメント部長

建設工事の受託について (通知)

貴市公共下水道 終末処理場等の建設工事の受託につきましては、別添の協定案どおり
まとめましたので、ご送付申し上げます。

なお、協定の締結に当たりましては、協定書各2通に記名押印のうえ、1通をご返送下され
たくお願い申し上げます。

別記様式第2の2(記載例)

番 号
年 月 日

下水道管理団体名
(下水道主管部局長) 殿

日本下水道事業団
理 事 長

特定下水道工事の代行の受諾等について(通知)

貴市特定下水道工事の代行につきまして、受諾いたします。
なお、協定の締結に当たりましては、協定書各2通に記名押印のうえ、1通をご返送下されたくお願い申し上げます。

別記様式第3(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

地方公共団体名
(下水道主管部局長)

下水道設置等の設計委託要請書

下記のとおり、実施設計書の作成を委託したいので、要請します。

記

1 委託施設名

(1) 終末処理場

名 称
位 置

(2) ポンプ場

名 称
位 置

(3) 幹線管渠

名 称
位 置

2 委託内容

上記実施設計書を作成するに際しての発注業務から精算報告までの事務の全部

別記様式第4(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

地 方 公 共 団 体 名
(下水道主管部局長)

〇〇〇〇下水道計画設計委託要請書

下記のとおり、計画設計の作成を委託したいので、要請します。

記

1 完成希望年月日

2 委託範囲

3 委託内容

上記計画設計を作成するに際しての発注業務から精算報告までの事務の全部

別記様式第5(記載例)

番 号
年 月 日

地方公共団体名
(下水道主管部局長) 殿

日本下水道事業団
〇〇支社
プロジェクトマネジメント部長

計画設計(実施設計)業務の受託について(通知)

貴市公共下水道(終末処理場等)にかかる計画設計(実施設計)業務につきましては、別添の協定案どおりまとめましたので、ご送付申し上げます。

なお、協定の締結に当たりましては、協定書各2通に記名押印のうえ、1通をご返送下されたくお願い申し上げます。

別記様式第6(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

地方公共団体名
(下水道主管部局長)

下水道施設建設工事の監督管理委託要請書

下記の施設の建設工事にかかる監督管理を委託したいので、要請します。

記

1 委託施設名

(1) 終末処理場

名 称

位 置

(2) ポンプ場

名 称

位 置

(3) 幹線管渠

名 称

位 置

2 委託内容

指示する設計図書(図面及び特記仕様書をいう。)により建設工事を施工するに際しての工事の監督管理の事務の全部

別記様式第7(記載例)

番 号
年 月 日

地方公共団体名
(下水道主管部局長) 殿

日本下水道事業団
〇〇支社
プロジェクトマネジメン部長

工事の監督管理の受託について(通知)

貴市公共下水道 終末処理場等の建設工事の監督管理の受託につきましては、別添の協定案ど
おりまとめましたので、ご送付申し上げます。

なお、協定の締結に当たりましては、協定書各2通に記名押印のうえ、1通をご返送下されたくお願
い申し上げます。

別記様式第8(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

地方公共団体名
(下水道主管部局長)

〇〇〇〇下水道技術的援助委託要請書

〇〇〇〇〇〇〇〇下水道の〇〇にかかる技術的援助について、下記のとおり委託
したいので、要請します。

記

- 1 技術的援助業務の内容
- 2 技術的援助を希望する期間
- 3 その他参考事項

別記様式第9(記載例)

番 号
年 月 日

地方公共団体名
(下水道主管部局長) 殿

日本下水道事業団
〇〇支社
プロジェクトマネジメン部長

技術的援助業務の受託について(通知)

貴市公共下水道にかかる技術的援助につきましては、別添の協定案どおりまとめましたので、ご送付申し上げます。

なお、協定の締結に当たりましては、協定書各2通に記名押印のうえ、1通をご返送下されたくお願い申し上げます。

11 受託費請求取扱要領

平成28年1月7日経会第48号
経営企画部長から各所属長あて

標記について、別添のとおり制定したので通知する。

なお、「受託業務費用所要額算定の取扱要領の制定について」（平成21年3月31日付経会発第127号（経営企画部長から各所属長あて））は、廃止する。

受託費請求取扱要領

（目的）

第1条 この取扱要領は、委託団体等への受託費の請求に係る事務の実施に必要な細則を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 受託費 日本下水道事業団業務方法書（昭和50年規程第43号。以下「業務方法書」という。）第3条、第6条の2、第7条、第10条、第13条、第16条及び第31条に規定する業務に要する費用をいう。
- 二 委託団体等 委託地方公共団体、下水道管理団体及び特別の法律により設立された法人をいう。
- 三 直接費 受託業務費用負担細則（昭和51年達第6号。以下「負担細則」という。）第2条第1項に規定する直接費をいう。
- 四 管理諸費 負担細則第2条第1項に規定する管理諸費をいう。
- 五 管理諸費年額 負担細則により算定した各事業年度分の管理諸費額をいう。

（受託費の納期）

第3条 受託費の請求に係る納期は、当該請求の日から30日後の日（当該日が「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日に該当する場合は、当該日以降で最初の行政機関の休日でない日）とする。

（下水道施設の建設の経費に係る請求）

第4条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第3条に規定する下水道施設の建設の経費については、次の表に定める額を同表に定める時期に、委託団体等に対して請求するものとする。

区分	請求額	請求時期
一 直接費のうち、契約に基づき前金払を行う分（次号に掲げる場合を除く。）	当該契約書に基づき算定した額	当該契約締結事業年度にあつては、契約締結後速やかに 契約締結事業年度以外の事業年度にあつては、各事業年度開始後速やかに
二 直接費のうち、契約に基づき前金払を行う分（前事業年度からの繰越があった場合）		当該繰越工事の完了後速やかに

三 直接費のうち、契約に基づき中間前金払を行う分		主任監督員により認定された中間前金払認定請求書の受領後速やかに
四 直接費のうち、契約に基づき部分払及び完成払を行う分		既済部分検査又は完成検査の検査日確定後速やかに
五 管理諸費（次号に掲げる場合を除く。）	管理諸費年額の1/2（前金払の率が40%の場合は、40%）	各事業年度の最初の直接費の請求時期
	管理諸費年額から管理諸費年額の1/2（前金払の率が40%の場合は、40%）を差し引いた残額	当該事業年度の10月
六 管理諸費（各事業年度の最初の直接費の請求時期が当該年度の11月以降である場合）	管理諸費年額の全額	当該最初の直接費の請求時期
七 その他の費用	その都度所要額として算定した額	当該請求額の確定後速やかに

（特定下水道工事の代行の経費に係る請求）

第5条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第6条の2に規定する特定下水道工事の代行の経費（日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第34条第2項の負担金又は補助金（以下「補助金等」という。）を除く。）については、特定下水道工事の代行に要する費用の負担に関する達（平成27年達第32号）により算定された負担費用について、前条及び次条の規定に準じて請求するものとする。

2 経営企画部会計課は、特定下水道工事の代行の経費のうち補助金等の額について、関係法令等に基づき算定し、請求するものとする。

（設置等の設計の経費に係る請求）

第6条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第7条に規定する設置等の設計の経費については、次の表に定める額を同表に定める時期に、委託団体等に対して請求するものとする。

区分	請求額	請求時期
一 直接費のうち、契約に基づき前金払を行う分	当該契約書に基づき算定した額	当該契約の締結後速やかに
二 直接費のうち、契約に基づき完成払を行う分		完成検査の検査日確定後速やかに
三 直営設計に係る費用	負担細則により算定した額	直営設計に係る照査日の確定後速やかに
四 管理諸費（次号に掲げる場合を除く。）	管理諸費年額の1/2	第1号の請求時期

	管理諸費年額から管理諸費年額の1/2を差し引いた残額	第2号の請求時期（ただし、繰越があった場合は、当該繰越の決定後速やかに）
五 管理諸費（前金払を行わない場合）	管理諸費年額の全額	
六 その他の費用	その都度所要額として算定した額	当該請求額の確定後速やかに

（工事の監督管理の経費に係る請求）

第7条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第10条に規定する工事の監督管理の経費については、次の表に定める額を同表に定める時期に、委託団体等に対して請求するものとする。

区分	請求額	請求時期
一 管理諸費（次号に掲げる場合を除く。）	管理諸費年額の1/2	当該工事の監督監理に関する協定（以下本項において「協定」という。）を締結した事業年度にあつては、協定締結後速やかに 協定を締結した事業年度以外の事業年度にあつては、各事業年度開始後速やかに
	管理諸費年額から管理諸費年額の1/2を差し引いた残額	当該事業年度の10月
二 管理諸費（各事業年度の最初の請求時期が当該年度の11月以降である場合）	管理諸費年額の全額	協定締結後速やかに

（維持管理の経費に係る請求）

第8条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第13条に規定する維持管理の経費については、委託団体等との協議で定めたところにより請求するものとする。

（技術的援助の経費に係る請求）

第9条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第16条に規定する技術的援助の経費については、第6条の規定に準じて請求するものとする。

（請求書等の作成及び送付）

第10条 プロジェクトマネジメント部調査役は、第4条から前条までの規定に基づき委託団体等に対して受託費を請求する場合には、協定書、契約内容、契約時期及び検査日等を確認した上で、請求書（別記様式第1）及び資金所要額内訳書（別記様式第2から別記様式第5まで）を作成し、委託団体等に送付するものとする。

2 前項の場合において、資金計画に記載された事項の全部又は一部に変動がある場合には、資金計画の様式を定める通達（平成28年経会発第49号）に定める様式に当該変動後の内容を記載した資

料を作成し、前項の請求書等とともに委託団体等に送付するものとする。

(消費税支払区分通知書の作成及び送付)

第 11 条 プロジェクトマネジメント部調査役は、年度実施協定（令和 4 年 10 月 1 日以降に締結された建設工事に係る協定にあつては建設実施協定。以下同じ。）による当該受託業務等に係る受託費の最終の請求のとき、又は、年度実施協定による工期が 2 事業年度以上にわたる受託業務等に係る受託費の最終事業年度を除く事業年度末の請求のとき、速やかに消費税支払区分通知書（別記様式第 6）を作成し、委託団体等に送付するものとする。

年 月 日

地方公共団体名

代表者 氏 名 殿

日本下水道事業団

役職 氏 名

(T2011105003406)

請 求 書

一金 円也

ただし、年度委託協定に基づく費用

協定名

10%対象 円 うち消費税及び地方消費税相当額 円

8%対象 円 うち消費税及び地方消費税相当額 円
(改正消費税法附則第16条第1項において準用する第5条第3項に定める経過措置の適用)

納入期限 年 月 日

振込先銀行名

預金の種類

口座名 日本下水道事業団

※仕入税額控除にかかる消費税及び地方消費税額は、本年度末までに通知いたします。

備考 必要に応じて押印も可能とする。

別記様式第2(第10条関係)

資金所要額内訳書 (年度協定分) 年 月 日 現在															
委託団体名		協定名													
契約状況	契約書番号 契約件名	請負契約金額	当年度支払限度額	消費税仮払額	消費税仮払考慮	出来高予定額	支出済額		タブン	請求額		累 計	残 額	翌年度への繰越額	備考
			補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独		補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独		補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	
契約済															
契約済															
	契約済合計														
未契約	工事保留金														
	工事費用合計														
	計画通知手数料														
	管理諸費Ⅱ														
	管理諸費Ⅰ														
	合 計														

【注】1.「区分」欄 マ…前払金 プ…部分払金 カ…完成払金 シ…指定部分払

別記様式第3(第10条関係) 資金所要額内訳書(工事)繰越分

資金所要額内訳書 (年度協定分) 【繰越分】 年 月 日現在

委託団体名		協定名								
契約状況	契約コード 契約件名	前年度からの繰越額	消費税仮払額	消費税仮払考慮	支出済額	ク ブ ン	請求額	累 計	残 額	備考
		補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独		補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	
契約済										
契約済										
契約済合計										
工事費用合計										
合 計										

【注】 1.「区分欄」 マ・・前払金 ブ・・部分払金 カ・・完成払金 シ・・指定部分払

別記様式第4(第10条関係) 資金所要額内訳書(設計)

資金所要額内訳書 (年度協定分) 年 月 日 現在

委託先団体名	協定名							
区分 契約名等	執行予定額 (A)	消費税仮払額	消費税仮払考 慮 (A')	執行済額 (B)	請求額 (C)	累 計 (D = B+C)	残 額 金額(A'-D)	翌年度への繰 越額
契約済合計								
合 計								
設 計 費 等								
管理諸費								
協定金額								

別記様式第5(第10条関係)資金所要額内訳書(設計)繰越分

資金所要額内訳書 (年度協定分)【繰越分】 年 月 日現在

委託先団体名	協定名							
区分 契約名等	前年度からの 繰越額 (A)	消費税仮払額	消費税仮払考 慮 (A')	執行済額 (B)	請求額 (C)	累計 (D = B+C)	残 額	備考
							金額(A'-D)	
契約済合計								
合 計								
設計費等								
管理諸費								
協定金額								

別記様式第6(第11条関係)消費税支払区分通知書

協定名	に係る消費税支払区分通知書					年 月 日
地方公共団体名						日本下水道事業団
代表者 氏 名 殿						【登録番号】T2011105003406 本件に関する問い合わせ先 〇〇総合事務所
年度の請求実績及び仕入税額控除に係る消費税額等						
	年度	年度	年度	年度	年度	合計
協定年割額(参考値)						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
保留金						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
計画通知等審査手数料						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
管理諸費						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
合計						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
仕入税額控除に係る取引額 (%消費税対象額)						
うち消費税等額(%)						
備考						
※1 当該年度より後年度の金額は予定金額となっております。 ※2 各項目の消費税額の1円未満の端数処理(切捨て)により、合計額と協定金額に対する消費税額が相違した場合、 最終年度の合計消費税額で調整しています。そのため最終年度の合計消費税額は切捨て、切上げのどちらの計算とも相違する事があります。 ※3 各工事・業務委託の取引年月日は、委託協定の中間年度にあっては年度末、最終年度にあっては協定の期限の日付になります。						インボイス記載事項

12 災害支援協定の標準協定文に関する達

〔平成 27 年 8 月 27 日〕
達 第 2 8 号

災害支援協定の標準協定文に関する達を次のとおり定める。

日本下水道事業団が地方公共団体との間に締結する災害支援協定は、別記を標準とする。

別記

〇〇市・日本下水道事業団災害支援協定

〇〇市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 1 5 条の 2 に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和 2 6 年政令第 1 0 7 号）第 5 条第 1 項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援
（注）第三号以外は、甲との協議による。

(災害支援の要請の方法)

- 第4条** 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

- 第5条** 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、国土交通省〇〇地方整備局又は〇〇県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。
- (注) 第2項は、関係者（甲、乙、地方整備局、県等）間で了解がとれている場合のみ。

(災害支援の完了の報告)

- 第6条** 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

- 第7条** 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

- 第8条** 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

- 第9条** この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
- 一 甲の事務局 〇〇〇〇〇部〇〇課
 - 二 乙の事務局 〇日本支社事業部/地域事業部 施工管理課

(協定の有効期間)

- 第10条** この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

[注] 協定の有効期間は、協定を締結した日から1年以内とする。ただし、甲が建設工事、政策形成支援等の事業を、協定を締結する予定の日が属する事業年度及び当該事業年度前3事業年度において乙に委託した実績がある場合には、当該協定の有効期間を協定を締結した日から3年以内とすることができる。

(現況届の提出)

- 第11条【A】** 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
- 3 前二項に定める現況届は、様式によるものとする。

- 第11条【B】** 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
- 3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

[注] 【A】は第10条 [注] により協定の有効期間を1年以内とした場合に適用し、【B】は第10条 [注] ただし書により協定の有効期間を3年以内とした場合に適用する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所

地方公共団体名
代表者

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団
代表者 理事長

別記

協定下水道施設

1. 終末処理場
○○終末処理場
2. ポンプ場（マンホールポンプは除く。）
○○ポンプ場
3. その他施設
．．．

様式

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

〇〇市・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
最新図面作成年月日		ルート図	一般平面図	水位関係図
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

- ※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

13 水道施設災害支援協定の標準協定文に関する達

〔令和7年7月25日〕
達 第 1 7 号

水道施設災害支援協定の標準協定文に関する達を次のとおり定める。

日本下水道事業団が地方公共団体との間に締結する水道施設災害支援協定は、別記を標準とする。

別記

【地方公共団体の名称】・日本下水道事業団水道施設災害支援協定

【地方公共団体の名称】（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の管理する水道施設について災害が発生した場合において乙が行う水道施設の工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の実施により、災害が生じた水道施設の機能の回復を図り、円滑かつ迅速な水道復旧につなげることを目的とする。
2 この協定は、水道法（昭和32年法律第177号）第39条の3第1項に規定する協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。
一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
二 その他甲と乙の協議により定めるもの
2 この協定の対象となる水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。
一 災害の状況を確認するために行う現地調査
二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
三 協定水道施設について、暫定的にその機能を確保するために行う仮設ポンプの設置等に関する工事
四 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援
〔注〕 支援内容は、甲との協議による。

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、日本下水道事業団法第26条第1項及び第2項に規定する業務に支障のない範囲内において、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲と乙が協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 ○○○○○部○○課
- 二 乙の事務局 事業統括部 計画課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和○○年○○月○○日までとする。

[注] 協定の有効期間は、締結日から3年以内とする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 前2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 【住所】

【地方公共団体の名称】

代表者【役職】 【氏名】(印)

乙 【住所】

日本下水道事業団

代表者 理事長 【氏名】(印)

別記

協定水道施設

1. 浄水場
○○浄水場
2. ポンプ場
○○ポンプ場
3. その他施設
・・・

様式

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

水道施設災害支援協定に係る現況届

【地方公共団体の名称】・日本下水道事業団水道施設災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

地方公共団体名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

- ※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。